

## 政治倫理審査会会議録

1. 日 時 平成29年4月17日（月）午後1時30分開会、午後4時51分閉会

2. 場 所 第1委員会室

3. 出席委員

委員長	若 園 ひでこ	副委員長	加 藤 宏 明
委員	石 橋 直 季	委員	新 家 光 江
委員	加 藤 達 雄	委員	水 川 淳
委員	加 藤 啓 二	委員	箕 浦 克 巳

4. 欠席委員

な し

5. 会議事件説明のため出席した者

被請求議員 井 俣 憲 治

6. 職務のため出席した者

議会事務局長	浅井 正美
議会事務局長補佐	磯村 理恵
議会事務局 行政専門員	近藤 憲人

7. 記録書記

磯村 理恵

8. 署名委員

石橋 直季  
新家 光江

9. 傍聴

國府田さとみ	いしいゆみ	近藤 鑛治	門原 武志
中日新聞	森 若奈		

新家 誠 鶴田 善久 加藤 勉 三宅 博人  
岩田 真美

午後 1時30分開議

○委員長（若園ひでこ君） では、1時半となりましたので、政治倫理審査会を開かせていただきたいと思います。

この際、申し上げます。

本日の審査会には、議員4名の傍聴があります。また、傍聴の申し出がありました6名の方に許可をいたしました。

これより、4月13日に引き続き、東郷町議会議員政治倫理審査会を開催します。

新家光江委員。

○委員（新家光江君） 委員長にお願いがあるんですけども、会議の前に一言ちょっと意見を言いたいことがあって、お時間いただけますか。

○委員長（若園ひでこ君） ただいま新家光江委員から御意見を申し述べたいという……

[「まだ署名委員も決まってないでしょう。会議の人みんな……」と呼ぶ者あり]

[「ごめんなさい、後で」と呼ぶ者あり]

いいですか。

じゃ、よろしいですか。いいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

では、進行いたします。

[「すみません」と呼ぶ者あり]

ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の審査会を開きます。

記録署名委員については、前回と同じ石橋直季委員、新家光江委員にお願いいたします。

ただいまより、次第に沿って案件の審査を行います。

[「その前に一言だけ述べたいんですけどもお許しいただけますか」と呼ぶ者あり]

今、新家委員から意見を述べたいというお願いがございましたが、これについて異議のある方。

[「発言を求めます」と呼ぶ者あり]

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） そういう意味では、委員会ですのでいろんな御意見の中からということで、審議に資する内容のものであれば特段それを制約することはないのかなとか、こばまないのかなとは思んですけども、ただ、無論、この政治倫理審査会のこの審査にかかわる、資する内容であればという前提であれば御意見を伺っていいと思います。

○委員長（若園ひでこ君） これに皆さん御異議なしですね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めました。

それでは、新家光江委員、どうぞ。

○委員（新家光江君） ありがとうございます。

私、先日13日で感じたことがありましたので、今、発言させていただきます。

まず、1つ、審査請求書は当日に配られまして、それに署名してない議員、私と加藤議員の2名はその日にその書類を目にしました。それで、どなたがその請求者だったかというのは当日知りましたという事実があります。それで、それを目にしましたら、委員の8人のうち6人が該当者でありました。それと、東郷町の政倫審条例を見ると、議長が云々という文言がよく出てきます。

そこで、私は、13日には、議長もその中の請求者の一人に載っていましたので、議長も請求者になれるかということはお尋ねしました。そしたら、それは何の問題もないという御返事をいただいたので、その点は了解しております。

でも、また、その上に、委員長さんも副委員長さんも請求者であるというのも現実です。そうすると、議会のトップである議長、また、この委員会を運営進行していく委員長、副委員長も請求者というその構成が、別に意図的にこの委員の構成をされたということも前回のことに引き続き、私は奇数番号で構成されているから何の作為もないということは承知ですけれども、この構成自身がすごくいびつな構成になっていますので、本当に公平な審査ができるのかなと思いつながら聞かせていただきました。

そこで、自宅に帰りまして、他の自治体の条例を見ました。私が疑問に感じたことに関してのまさにそうだよなという疑問が解決できるようなことが書かれている自治体がありました。

その1つ、請求を行った議員と審査対象議員は委員になれぬとうたってありました。また、違うところでは、社会的信望があり、地方行政に識見の高い人のうちから議会の同意を得て、委員になっていただいているというところもありました。

それで、もう一つ、審査会の委員は公平かつ適切にその職務を遂行する者とするときちんと書かれているところもありました。

この3つを考えると、本当にこの今の構成できょうの議事のところを見ますと、審査会の結論というところまでいくのかもしれないし、結論を出すに当たっても真っ向からきちんと完全にこれから言明されるその被請求議員さんのやられていることを間違っていると言われている6人の方も一緒に審査されるんだから、本当に私は公平かなと思っていましたので、このような状態の委員会であるということをどの委員さんも頭の中に一応入れていただいて、当然、きちんと公平にやっていただけたらとは信じておりますけれども、改めてお願いをしたいと思って、私は意見を申し上げました。

時間いただいてありがとうございます。

○委員長（若園ひでこ君） 今、新家委員が言われたことは、前回の委員会においても、強く議論をしたはずです。みんな、この委員、出席している委員は今、新家委員が言われ

たことは心得ておりますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

〔「よろしくお願ひします」と呼ぶ者あり〕

〔「委員長、発言を求めます」と呼ぶ者あり〕

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 1点、訂正を求めます。

間違っていると思っっている方々という文言が末尾のほうにあったと思いますが、それを審査するのはこの場であるというふうに認識をしております。これも我々としては非常に苦慮するところかもしれませんが、少なくとも間違っているかどうかというところは、まだ最終的に、先ほどここにもありますけれども、被請求議員の要は政治倫理基準等違反行為の存否については、この後にあえて留保しているということは、前回のときに皆さん共通認識だというふうに思うんですけれども、それからの話でありますので、間違っているということを申し出ている8人というところについては、撤回をしていただきたいと思っますし、現状認識としてそういう認識を持っておられるとすれば、その部分しっかりと掘り下げて十分御理解をいただいた上で、この先の審議を進めるべきだというふうに思っしておりますので、訂正を求めます。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） 今の水川委員の御指摘のところを、私が間違った言葉を頭の中で思っなくて言ったかもしれません。すみません、その点に関しては訂正させていただきます。すみませんでした。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 撤回をしていただけるということで受け取ってよろしいですね。我々としてはそういう認識はないですよという部分です。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） 私は、間違ったというよりも、この意思を一にしている8人の方という意味で、間違っっているという意味では言ったつもりはないんですけれども、そのような言葉を私がしゃべったとしましたら、訂正させていただきます。間違ったとは思っいませんので、今まだきちんとそこの経緯にいつてないので、ただその言葉を私が軽はずみに使ったとしたら訂正させていただきます。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員、間違っっているというのは、どれに対して間違っっているという意味ですか。

新家光江委員。

○委員（新家光江君） ごめんなさい。間違っっているという言葉を使ったとしたら……。

〔「8人というところに何かかかっているところがありましたね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（若園ひでこ君） ちょっと待っってください。

新家光江委員。

○委員（新家光江君） 署名されて提出されている請求者は8人ですよね。その8人という意味だということです。その8人は、この書面が出ている中で、皆さんは合意形成がされていると思っているので、この石橋委員が出されたことに対して、皆さん署名されているから意見は一緒かと思っているんですけれども。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） これ前回のときにも、少しコンセンサスを得たいんでということで、私も少し蛇足だったかもしれませんが、そこの部分少しお話をさせていただいているというか、何度も申し上げますが非常にデリケートな話を今回取り扱っているものですから、そういう意味では、今、御指摘があったような部分について、十分に相互理解の中で進めたいということでお話をさせていただいていたにもかかわらず、今回、2日目のこの冒頭に改めてということで、今出されたものですから、あるいは初日に、そのことを十分に御理解いただいている前提で議論が進んでいたのかなということを少し気になって、残念に思っているところです。

改めて、今、8人の賛同者についての話は、8人はつまり政治倫理基準等違反行為の存否について、存在するという前提、あたかも前提のような響きを私は感じたものですから、その部分については誤りであるということ指摘させていただいているわけでありませぬ。

そうでないということであれば、そうでないということで見解を述べていただければ結構ですし、少なくとも私が今御説明の中というか、今の意見表明の中であたかもそういう表現がされたものですから、実際には確かにこれは審査をすべきかもしれないが、賛同は控えさせていただくという方がひょっとしていただかない、これはわかりませぬよ、いたかもしれないし、その限りではないと思っているものですから、その部分については、決してその存否についてを前提として賛同しているわけではないということだけ改めて御承知おきいただきたいと思えますし、そういう観点でもしお話をされているとすれば、その部分について撤回を求めるということであります。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） 何分にも、私自身がこの政倫審がこのような委員会を初めて経験するところであり、すごく慎重にしなきゃいけないところであるという思いから発言しましたので、でも水川委員の先輩としておっしゃられる言葉を自分なりに吟味、自分がかみ砕いて理解するようにします。すみません、撤回させていただきます。

○委員長（若園ひでこ君） それでは、前に進めたいと思います。

ただいまより次第に沿って案件の審査を行います。

本審査会に議長から審査を依頼された案件は、石橋直季委員初め8名の議員の連署をもって提出された審査請求書であります。

前回の審査会において、資料を精読後、審査請求代表者から審査請求内容の説明を聞

き、今後の進め方を協議いたしました。

初めに、審査請求内容の審査において、審査請求の適否を審査し、お諮りした結果は適でありました。

次に、政治倫理審査基準等違反行為の存否について審査する運びとなりましたが、その結果を出す上で、まず、関係者への調査を行う必要があるとの協議結果となりました。

4月13日は、東郷町施設サービス株式会社の関係者2名に出席をいただき、事情聴取を行いました。

同日、被請求議員である井俣議員についても出席の要請を行い、本日、出席いただくこととなりました。よって、これより、井俣議員に入場いただき、事情聴取を行いたいと思います。

#### [井俣憲治議員入場]

本日は、審査会に出席いただきありがとうございます。

これより井俣憲治議員に対して、条例第7条第3号に基づき、本案件についての事情聴取を行います。

なお、井俣議員におかれては、条例第11条第2項の規定により口頭または文書により弁明することができることを申し添えます。ただし、弁明は事情聴取の後をお願いいたします。

発言のある委員はお願いします。

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 緊張しております。非常に緊張しておりますが、こういう事情に至っておりますので、事実関係を明確にしていきたいという思いで逐次質問させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

まず、端的に、井俣議員の発行された発行発信された議会報告43号、これはもう細かく説明しません。共通認識でもう前提、共通言語を前提として進めますけれども、43号に記載の内容について、いわゆる間違った情報というか、事実ではない、正確ではない情報の記載があったかどうか、お尋ねをしたいと思います。つまり、井俣議員の中で、43号に書かれている内容の中でいわゆる間違った情報の記載があることを認識されているかどうかというところについて、まずお尋ねしたいと思います。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） 間違ったというところでいいますと、施設サービスさんのほうで出されたチラシと、それからきのうの新聞でしたか、町長のほうからいただいた箕浦議長を通じて御指導をというところで、町長の9項目だったか、御指摘を受けておりました2点については、変換ミス、誤記でしたので認めさせていただいて、その辺については、今後気をつけさせていただくという旨、これは全体会議、全協でも御報告させていただきましたし、また、正副議長室においても、その旨の発言をさせていただいたかと思

ます。

それ以外のことについては、具体的に今回の政倫審は、この石橋委員の書いていただいたものを見ますと、間違っている箇所というのを2点、2点じゃなくて、1点は明確にしているところが、植栽専門部分がなくということだというふうに、これを見るとそういうふうに思われるわけですが、たしか施設サービスさんには設備課というところがあって、そちらが植栽も含め設備について実施されているということは私も事前に認識しておりましたが、私の言う、ここで言う専門部門というのは、植栽課がないということから書いたことでありまして、東郷町3館管理していただいていますけれども、3館の中に当然植栽コーナーもありますので、そういった観点でいうと、植栽に関してやる能力、全く持っていないということではなく、一部署の中にそのパートがあるということで、専門的な部門がないという書き方をしたことに対して、大きく間違ったことだというふうには認識しておりません。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） わかりました。ありがとうございます。

ということは、裏返してちょっと確認しますけれども、ピンはねしているというふうには、今も認識をされているということによろしいですか。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） ピンはねという言葉について、これも町長サイドからウィキペディアの情報でひもといていただいて、ピンはねとはこういう意味ですということ御説明いただいたわけですが、ウィキペディアの情報が極めて正当なものかどうかというのは置いておきまして、感覚的に言葉としていい言葉かどうかと問われれば、決して美しい、子どもたちに伝えられる言葉でないというふうには、今も私、今、反省しているところではありますけれども、その言葉だけが今ひとり歩きしている部分もあるかなというところも感じなくはないですけれども、また、水川委員を初め、委員長初め、皆さんが私の一般質問中に発してしまった言葉ですが、これに対して議運を開いて訂正しなさい、削除するようにしなさいというようなお話も全くなく普通に過ぎていきましたので、その点については範囲内であったのかなというふうに私も認識してしまったところではあります。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 今のお話を伺うと、大方ちょっと端的に伺いたかったのが、ピンはねしていると今も認識をされているかどうかということなんです。言葉の意味というのは、そういう意味ではもう今使用されているものですから、そして、その使用してしまっている事実について、今回俎上に上がっているものですから、そういう意味で、あえてそういう今、聞き方をさせていただきます。

ピンはねを今でも、こういう書き方なんです。施設サービス自体には草刈り植栽の専



門部門はなく、落札した案件はシルバー人材センターの仕事を発注し、いわばピンはねしているものだという井俣議員の見解が、見解というか文字どおり御自身の主体で書いてらっしゃる。これについての見解については、今も変わるところはないのか、つまり、ありていに言うならば、ピンはねしていると今も認識をされているかということをお尋ねしています。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） 今、施設サービスさんが出していただいた、この書類を見ますと、業務計画の作成、現地の写真撮影、管理、事務処理をやっている部分もあるので、その部分、要するに見える部分と見えない部分というのがこういう事業にはあるかと思えますけれども、見える部分を見えない部分まで含めると世間でいう丸投げとは形が違うというふうには認識しています。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） そうすると、今、端的に言っている部分とはいろいろ解釈というか、解説が入るものですから、どういうお話をどういう形で伺えばいいのかなと思うんですけれども、ちょっと先いきます。

その部分についてはちょっとひとまず置いといて、先に行きたいのが、その部分について、要はピンはねだと認識しているということであれば、質問、ここから先の質問しないんですけれども、しているわけではないと、今そういう認識でないということであれば、私は施設サービスさん、要するに、今まさしく説明をされたように、いろいろな捉え方によっては、そうでないとか、そうであるという認識を今、見解を持っているということで、ひょっとしてこの言葉を発した以降に、状況が変わっているのかもしれないのかなという部分として、つまり、ピンはねという認識から今現在変化があるというふうに、仮に受け取っておきます。

[「違います」と呼ぶ者あり]

違います、じゃあ、ごめんなさい、ピンはねと今も見解に変化はないという判断していてよろしいですか。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） 作業についてというところを見て発信したことなんです。植栽をする作業について、もちろんこの発注案件については、現場の写真撮影、管理、業務作成計画、事務処理という内々でやる見えない作業と、見える作業、草を刈るという見える作業があると。見える作業についての話を私はしていましたので、その部分については、出されていますよねというつもりでの発信です。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） ここはすごく私は気になっているところで、これは個人的見解の相違になるかもしれませんが、それを前提でというのは、いろいろやっぱり個人的

な見解が結構ここで出てくる可能性があるものですから、そういうふうにあえてさせていただきます。

この文章からは読み取れません、私は少なくとも。

施設サービス株式会社自体には、草刈り植栽の専門部門はなく、落札した案件はシルバー人材センターに仕事を発注し、いわばピンはねしているのですとしか書いてないんです。今、まさしく、どれを見てお示しをされるのかわからないですけれども、恐らく施設サービスが発信した文章の中にいろいろ注釈というか解釈が出てきて、初めてそういった事実を多くの住民も知った、私たちも知った。それ以前については、我々も何もコメントしてないわけです。これは、ある意味自己責任です。

ただ、そういうことが事実として出てきてしまう、事実かどうかもこれ今、だからヒアリングしているんですけれども、そういう状況にあるのでお尋ねしているんです。今もピンはねをしている認識があるのかないのかなんです。この草刈り植栽の専門部門はなく、シルバー人材センターに発注しピンはねしているのかどうかなんです。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） 草刈り植栽の専門部署は今でもないというふうに、私は考えています。設備部・課というのは、それを専門にしている課ではないというふうに認識しています。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） したがって、いわばピンはねしているという認識に変わりはないわけですね。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） ピンはねというと、お金の話だけが出てきますけれども、業務のところを見ていただければ……。

[「そこ、だから読めないから伺っているんです。それ行間を誰も読めないんです」と呼ぶ者あり]

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） すみません。ごめんなさい、答弁の途中でした、失礼しました。答弁の途中です。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） 何を答えればいいですか。

○委員長（若園ひでこ君） 答えるというか続けてください。

○被請求議員（井俣憲治君） もう終わりました。

○委員長（若園ひでこ君） いいですか。

ほかに御意見は。

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） すみません、一方的に。

もう一つ、施設サービスさんに対して、我々16人は共通しているものですから、ひょっとして傍聴されている方にはちょっと伝わりにくいというか、全然わからない話かもしれないんですけども、全員協議会の席でもこれ議題となり、議題というか、この文書に関して議題となったことがあります。

その際に、もう16人としてはこういう内容、もちろんこれ発信されたときに、新聞や何かでごらんになって、私も含めてですけども、見ている人間はそれなりに個人的な所感を持っていると思うんですけども、そのときにいろいろ話題になった、その中でのそのピンはねという言葉についての見解も井俣議員のほうも一定のお示しをされたというふうに、私は理解、認識しているんですけども、その後、施設サービスさんに対して、何らかのいわゆる見解説明ですとか、要するに、今我々にしゃべっていただいているような、いや、これについては相互理解として深まってない部分があったよねというような話、あるいは、その言葉がもし不適だというふうに御認識されているとすれば、その部分においてのいわゆる訂正、おわびみたいなものを口頭でなされたことがあったかなかったかというところをちょっとお尋ねしたいんですけども。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） この案件というのは、私は一般質問で行ったことを書いたつもりなんです。施設サービスの社長に対して、こういうことをしていますよねということをお聞きしているわけじゃなくて、100%の株式を持っている町長と取締役として参画されている副町長がお見えになりますよね、その町長という立場で、副町長という立場で、取締役イコール株主イコール取締役ですけども、という中で、この会社をどのようにやっていくのか、それから、発注をどういうふうにしていくのか、入札をどうやって透明性を確保させていくのかという流れで聞いた案件ですので、株主として東郷町長はこの会社をどういうふうにするのか、こういう形での入札についてはどうかということをお聞きしたわけでありまして、施設サービスの代表取締役がどうか、こうとかという話では、私はないと思って質問しておりますので、御理解いただければと。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） その結果の当然議会報告だというふうに、もちろん当然そうなんですけれども、それを住民にお伝えするに当たってどの文書をどこの部分を指す、見ると、そういった部分がわかるところがあるんでしょうか。具体的にここということでお示しをいただけるとよりわかりやすいんですけども。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） 東郷町長が株主でということがわかる文章ということですか。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） いや、つまり、今現在、御説明をいただいている内容というのは、当然、今ここで解釈、解説を聞くと、詳細の説明を伺うと、なるほどなと受け取れる部分があるんです。そのことについて、私たち伺っている少なくとも私は否定するものでもありませんし、ある種納得するところもあるんです。

ところが、これは既に井俣議員が1月に発信をし、その中で住民に伝えている、これはもうあくまでも受動なんで、住民がどういうふうを受け取られるかということは、そういう意味では今はやりの言葉でいうとそんたくをしながら発信しなければいけないという理解もあるんですけども、我々議員としては、議員の責任として。

その部分においてなんですが、井俣議員の中でこの文書を発信するに当たって、御自身の一般質問でお伝えをした内容、あと確認をした内容、それで今、答弁として受けた内容、わかった内容、それを踏まえて、いわゆる御疑念とか、不満だとか、納得いかない部分だとかというようなところが書いてあるということであれば、何となく受け取り手の方としてもわかるし、それが一目でわかるんですけども、その部分を指しているんです。

要は、もう少し、ごめんなさい、もう少しありていというか、私の受け取り方でそのまま具体的にお話をすると、要は施設サービスの悪口を言った上で、これは客観性ですよ、私が言っているわけじゃないです。施設サービスの悪口を言って、もって町長、副町長のいふなれば批判というか、に当てているという前段があるように受け取るんです、聞こえるんです。その辺の部分について、いや、そうじゃないんだよというところを、どこを見ればいいのかということなんです。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） 水川副議長の心優しいところでも読み取っていただけなかったのかもしれないですけども、2行目に、いこまい館で事務を運営したり、子どもたちや高齢者に向けた体操教室を実施したりと東郷町の健康分野で大きな役割を担ってくれています。これは皆さんも認めるところですし、これは東郷町施設サービスについて私が全くもってけなしている部分ではありません、評価しているところです。

ところが、その次のところです。

〔「反対にはピンはねしとるということになります」と呼ぶ者あり〕

いえいえ、要するに何が言いたいかという、民間の事業者がなかなか参入してくれない障がい者の一時預かりですとか、こういう高齢者の、要は子どもたちの体力づくり教室なんていうのはなかなか民間企業が参入して成功するところというのは難しい事業です。特に障がい者の一時預かりは、そういったことをやってくれているところが、町100%出資の会社として、やはり町民に還元されているということで大変評価していると。ただし、町内の事業者と競合するような事業を税金でつくった会社がすることに対して、発注者が町長で、予定価格を知っているのも町長、副町長は知ってるわけです。その知っている方が取締役株主として入っていることに対して、その部分については是正されたほうがい

いんじゃないですかと、こんなに立派に貢献されている会社なのにとことでの書き方であるというふうに御理解いただければと思います。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） という説明が書いてないですよ。

[「いや、そう書いてあると思います」と呼ぶ者あり]

結構です。これはもう受け取り方の違いだと思いますし、多分水かけ論になっていっちゃうと思いますので理解をしました。

今度、ちょっと1点、私は正直なところ、これピンはねという言葉に非常にセンセーショナル感を感じているというか、端的に言えば、私だったら絶対使わない言葉だという前提です。

一つ、多分、井俣議員も先ほどちょっとちらっと出ましたけれども、しからばなぜ議場でそのことについての、いみじくもこれ私、議長がたまたまお休みの日で私が議長席に座っていたときの質問だったんでとてもよく覚えているんです、非常に強く。何でとめなかったんだというところについては、裏返して言うと、あなたたちにも責任の一端があるんじゃないかというふうに受け取り方もするんです。

そこでお尋ねなんですけれども、我々にもこれ責任の一端があるとお考えでしょうか。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） 責任の、要するに議会としてということと、議員としてということとをまぜて考えると難しくなりますけれども、私は以前にも一応二度だけでなく、何度か、ある先輩議員のときもありましたけれども、不適切だという思いを持ったときは、本人にまたは挙手をして議運の開催を要求してその発言についての取り消し、議事録からの削除というのをお願いした経験が複数回あります。

ですから、議会はそうやってある意味、ある部分では、議員それぞれの部分を支え合っていてやっているというところでしたので、支え合っていたのかどうかというところはわかりませんが、責任があるかないかと言われれば、それはわかりませんとしか言いようがないです。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 私は、とめる必要はなかったからとめなかったんです。逆にそのことを御存じだったかというところの確認なんですけれども、議事録、これは井俣議員の一般質問のときの議事録なんですけれども、そのときに後にも先にもたった一つだけ、ピンはねという用語で検索をするとヒットするんです。

ここの部分、施設サービスさんによる4館の指定管理においても、人材派遣を受けて大変丁寧な仕事をシルバーさんにはしていただいている、これは皆さん御存じのことだと思いますけれども、中には間でピンはねなくてもよくて、直接シルバーさんが指定管理になればいいんじゃないかというふうに言う方もお見えになりますけれども、これは形式上、

組織上なかなか難しいかもしれませんが、この点いかがですかという質問をしているんです。

私は、井侯議員の自発的な発言として、ピンはねじゃないですか、これはと問われたら異議ありというか、いや、今の発言、ひょっとして終わってからかもしれないですけども、とめているかもしれないと思っています。

その時点でもそうなんです。わあ、すごいきつい言葉を使ったなと思っても、私あえてとめなかったのは、これは伝聞によるものとして、だからある意味、御自身のひょっとして御意見表明だったのかもしれないんですけども、こういうような使い方をしてるので、この部分についてはある意味何の指摘もしなかったんです。

ところが、今回この文書については、いわばピンはねをしているんですということ、あのときには伝聞だったのが、この文章を見ると明らかに御自身の自発的な、言うなれば発言というか、意思に基づいて発言をしているものですから、その部分でこれってある意味大丈夫というところの疑義を持っているんですけども、この差異について御存じでしたか。

○委員長（若園ひでこ君） 井侯憲治議員。

○被請求議員（井侯憲治君） 当然、存じ上げております。

こういう文書にするときに、らしいですよなんていう書き方はできないわけです。要するに、最終的には私が責任を持って出すものということで、他人からこう聞いていますというのが書きにくいものですから、それは自分のものとして出させていただいたということです。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 改めて伺います。ひっかかっているところなんで改めて伺います。

ピンはねをしているという見解に変化はありませんか。というか、今の話を伺うと総合的に考えるとピンはねしているというふうに、今現在も認識をしているというふうに理解をしているんですけども、間違いはございませんか。

○委員長（若園ひでこ君） 井侯憲治議員。

○被請求議員（井侯憲治君） ピンはねという正確なワードを私ちょっと認識してないかもしれないんですけども、作業としては、ほぼ丸投げに近い形になっているというふうに認識して、その認識をもっとわかりやすい言葉にしたら、これでしたので、先ほどもう一回言っていますけれども、写真を撮ったり、事務をつくったり、計画をつくったりという作業があることも重々知っていますけれども、その部分はその部分として、作業としては多くを発注しているという状況を見ると、そういうふうにとられても仕方がないのかな、そういう伝聞、私のところにそういうお話があっても仕方がないのかなという認識は今でも持っております。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 私からは最後です。

このことについて、このことというのは、もうざばり申し上げます。ピンはねという言葉を使った事実に対して、施設サービスに対して見解説明をする、あるいはおわびという表現が適切かどうかわからない、それが間違っていないよというとおわびのしようがないと思いますんで、だから、そういうようなことを今後される、あるいはしてないという話だったんであれなんですけれども、今後されるおつもりはあるかないか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） 機会があればしたいと思います。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） ということは、用語の、このいわゆるピンはねという言葉を使ったことについては、やっぱり適切ではなかったのかなという認識を持ってみえるということですか。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） いや、間接的にはありますけれども、井俣議員と会って話しする気はないと代取に言われたというふうに伝聞で聞いておりますので、まだそれが確認をとれてないもんですから、機会があればというのをつけさせていただきます。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） ごめんなさい。ちょっと今関連になっちゃったんで、伝聞ということは、直接はじゃ、能動的に確認はしてないということですね。ありがとうございます。

○委員長（若園ひでこ君） 以上でよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

次に、石橋委員。

○委員（石橋直季君） 2月14日の全員協議会の場で、そのピンはねという言葉に関してなんですけれども、ピンはねという言葉は一般質問の中で、品のない言葉だったということで、私の中では自分自身では反省をしていましたという御発言があったかと思うんです。

今の水川委員の質問にも関連するのかなと思うんですが、12月に一般質問を行って、そのときは伝聞という形で、今回議場で発言をされたと、その1月にこの議会報告、井俣憲治議会報告を出されたときには、もうそのらしいという表現ができないからと今御発言がありましたけれども、断定という形で書かれた、その2月14日の時点の発言で一般質問の中での品のない言葉だったと認識していて反省していたというその反省というのは、その12月の一般質問とこの議会報告を出す間には、あったことだと僕は認識しているんですけれども、12月の一般質問と、この議会報告を出す1月、その間に私は反省があったのかなというふうな印象を持ったんですね、そのとき発言で。ただ、そのときは断定、ただ、現実に出てきたものは断定系のピンはねという言葉を使用したものであったと。その反省

というのは一体どこにあったのかということです。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） いつ発生したのかということですか。

一般質問をさせていただいて、その瞬間、おわびをさせていただいた瞬間から、ちょっとピンはねという言葉は適切じゃなかったという認識はありましたけれども、削除の依頼も何もなく、また私のところにそういう情報、それが正しいかどうかは別として、入らせていただいている方々からは、その言葉、ワードだったものですから、そのまま使って、そのまま、余り要するに議事録に書いてないような言葉をここで使うこともおかしいと思って、あえて入れましたけれども、そういう御指摘を受けて、やはりそういう部分もあるなということで、その言葉づかい、言葉のチョイスについて反省したということです。

○委員長（若園ひでこ君） 石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） この議会報告を作成されるに当たって、これもピンはねという言葉の影響力というお話になるんですけども、私自身、その施設サービスで働く従業員の方の不安の声というのは実際にいただいております、この議会報告つくるに当たって、その施設サービスで働く従業員の方々の感情に及ぼす影響といったものは考えられなかったでしょうか。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） これは、今、施設サービス250人ぐらい見えますかね。平素、特に事務を初め一生懸命やっていたで、さっきも評価していると言いましたけれども、ここの部分については、さっきも言いましたけれども、施設サービス、もともと東郷町管理協会ですね、施設管理協会。ここが、一般競争入札をして、東郷町内の事業者と競争して仕事とらんとという話をしているわけです。施設サービスさんというのは、東郷町から今でも10億円近い仕事を受けていると思いますけれども、そこにあえてまた町内の事業者と競合してまでもやらなきゃいけないのかなという疑念をずっと持つておるわけです。例えば、これから施設サービスが文房具を販売します、役場の競争入札に全部手を挙げますと、自動車整備もやります、東郷町の事業者さんとの協力関係、協働関係というのはうまくつくっていきけるのかなと。ですから、もともと公がやらなきゃいけないけれども、先ほども言いましたけれども、高齢者の健康増進だとか、障がい者・障がい児の一時預かりだとか、本当にビジネスにしにくいところを第三セクターで、より高度なサービスを提供していくところを進めていくというんだったら、私は応援するんです。民業を圧迫、ちょうどシルバー人材センターが指定管理に手を挙げれば良いというふうに私言いましたね。そのときに副町長の答弁は、シルバーさんは地元の事業者を圧迫するようなことはやったらいかん、だからやれないという御答弁されましたけれども、私はそういうスタンスに立つべきだと、施設サービス株式会社は、というふうに思っているんで、4万2,000出資者のうちの一人として思っているんで、よりいい形になるようにという提案の



つもりでさせていただきました。

○委員長（若園ひでこ君） 石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） その割と大きな話というか、その部分ではなくて、私が聞きたいのは、やはりピンはねという言葉を使用することによって、ピンはね会社だと言われてしまうんじゃないかと、現に頒布された議会報告なので、なんでそこの働く当事者の従業員の方々の感情と、そのピンはねという言葉を用いて、今、お話しされたような内容を広く伝えるということ、私はその個人、そこの従業員の方々の感情とそういったことを大きく伝えていくという印象を、どうしてそのピンはねという言葉まで使ってというそのてんびんというか、そこは考えられなかったんでしょうか、その従業員の方の感情という部分は。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） ちょっと質問の趣旨がよくわからないんですけども。

○委員長（若園ひでこ君） 石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） そのピンはねという言葉に関して不適切だったというふうにおっしゃられていると思うんですけども……。

[「言葉のチョイスが不適切だった」と呼ぶ者あり]

言葉のチョイスが不適切だったと言われていたと思うんですけども、その言葉を使うことで、その施設サービスで働かれる従業員の方々にとって、心理的な負担というか、不安な気持ちになるといった、そういったことは考えられなかったでしょうか。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） 私も施設サービスで働く知人が少なからずおります。そういった中からも、どこまで広がっていくのかなという逆な不安をお持ちの方もいるということで、どういう形で施設サービスという会社がブレーキがあるのかどうかちょっと私はそこまでは株主ではないのでわかりませんが、ひとり株主で副町長が取締役でお見えになるといって、なかなかブレーキが踏みにくい環境なんだろうなというのを思うわけです。

そういう中で、じゃ、その一人株主である町長に、それから取締役である副町長にブレーキではないですけども、こういうことはということを言える機会というのは、議会、一般質問しかない、それを知ってもらうのは議会報告しかないというふうに私は思ったんで、一つのことをやるとプラスの効果とマイナスの効果、これは少なからずどっちでも出てしまいますけれども、その辺については、施設サービスさんの、上段で書きました大きな役割のところ、社員の方々も御理解いただけるというふうに信じて書きました。

[「関連でいいですか」と呼ぶ者あり]

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） いや、核心のお答えというか、一番多分聞きたい答えが漏れてい

るものですから、私もそこちょっと聞きたいなと思っている部分なんですけれども、なの  
ですみません、ちょっと横入りして申しわけないんですけれども、要は、その従業員、こ  
れは多くの町民がお見えになるわけです。その多くの町民がお見えになるその従業員に対  
する思いというのはいかがかという質問をしていると思うんです。

だから、いや、そうは思わない、今の御答弁を聞くと、それはそう思う人と思わない  
人がいるよというふうに聞こえるんですけれども、そうでなくて、そういう思いを感じた  
人に対しての思いをはせることはなかったのかということが多分聞いているんですけれど  
も、と思うんですけれども、だから、その部分については、自分としては、いや、半分  
のほうの意見を、半分あると思ってない、大多数の意見と少数意見だと、これは個人的見  
解ですよ、思っているんですけれども、そちらのほうの御意見を言うなれば御自身として  
は尊重されたというか、とったという考え方なんでしょうか。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） 議会での発言ですので、私は、町会議員として、町の町民  
のために、町の将来のためにを考えて発言しなきゃいけないというふうに思っています。  
その折に、もしかすると、ある線引きをすると、マイナスの影響が出る方が見えるかもし  
れません。例えば生活保護でも幾らから生活保護、この切れ目の人もいますし、例えば収  
入入れても……。

[「端的に御答弁を求めます」と呼ぶ者あり]

○委員長（若園ひでこ君） ごめんなさい。もう少し端的にずばっとお答えいただきたい  
と思いますけれども。

[「例えばが出てくると切りがなくなっちゃうんで」と呼ぶ者あり]

要するに、ピンはねという言葉で傷ついた側の人たちのことに対して、もうそのもの  
ずばりで、対してどのように思われますかというところで、端的にお答えいただきたいで  
す。

[「そういう質問ですか」と呼ぶ者あり]

[「はい」と呼ぶ者あり]

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） つまり、今の例えばの先にちょっと想像すると、マイナスという  
のもある程度覚悟しなければいけない、それは町全体最適というところの中で、当然デコ  
もあればボコもあるという判断の中で、ボコも覚悟の上だというふうに受け取ったんです  
けれども、そういう受け取り方でよろしいですか、イエスかノーかです。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） イエス。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤達雄委員。

○委員（加藤達雄君） この場で、井俣先輩の前で1年生委員なんですけれども、大変嫌な会

議です、私自身は。答えてください。

まず、本題ですけれども、私、井俣議員が12月に一般質問されまして、それでことしの1月に広報紙43号、随分突っ込んだことを書かれたなど、先ほど水川委員の御答弁の中にも行間が足らんかった、井俣議員の広報紙、結構多くの字で書いてありますから、そういうことはある程度はというふうには私理解しております。

それで、私、今回、その施設サービス社が、ここは違ってきますよと、こういうような御指摘のまたチラシが出ました。その点について、やはり私はこういうことを書く以上、広く皆さん、町民の人に正しく伝えるというのは議員の私は役目だと思うんですけれども、そうであるならばやはり事実確認、きちんと事実確認ということは、私、大事だと思うんですけれども、これは見解の相違じゃなくて、その辺についてまずひとつ伺います。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） 事実確認というのは、施設サービスに行かなくても、前回、施設サービスが東郷町議会向けに説明会をやって、皆さんにサービス券をジムのただ券を配っていただきました。それを使ったかどうかはわかりませんが、ああいう施設サービスが会合を開いていただいて、施設サービスのあり方だとか、考え方だとか、どういうときにサービス券を配るんだなというのも理解しましたけれども、事前にああいうことがあったり、それから、株主である町長からいろんな情報が監査報告だとかも含め、監査報告、経営の状況もいただいていると、いろんなところで情報が得られますので、一般質問で施設サービスさんについて質問する程度の、私がした質問の程度のことであれば、あえて行かなくても私の中で情報としては持っているというふうに認識しております。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤達雄委員。

○委員（加藤達雄君） それはまた後ほど伺わせていただきます。この経緯をずっとたどってきますと、このことについて2月に先ほどの御議論にもありましたけれども、町長からの御指導、それから、あとある一般町民から公開質問状、私、正直言って、これは議員活動だから、私はそのときに、これは議員活動の範囲だというふうに私は理解して、あえて公開質問も私は実際は聞かなかったんです。

ですけれども、この3月になりまして、今初めてこのチラシが出ました。それで、これは会社にとっても非常に致命的な時期にこういうふうなことを書かれた、これは問題ですよということと、先ほど石橋委員からもそこに勤めている従業員が大変心を痛めると、そういう具体的に御指摘が3点ほどありましたけれども、やっぱりこれについては、私、先ほどお話しされた見解じゃないんですけれども、これはやっぱりしっかり話し合っ、双方が落としどころを決めて、それで初めて私は正解じゃないかなと思うんですけれども、その辺、一方的に私はこういう見解だということでは、私は通らんとするんですけれども、その辺どうでしょうか。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） 私が書いたこの記事については、一般競争入札の件について書いているわけです。この石橋委員がお書きになられたのだと推測しますが、請求代表者ですので、ここに書いてありますのを読ませていただくと、指定管理契約更新の重要な時期にもかかわらず、こういうことを書いたので、条例の第3条1項1号及び3号に違反するとありますけれども、これがどう連結するのか私には全く理解ができない状況でして、指定管理の案件と一般競争入札の件はまるっきり関係がないというふうなのが私の見解で、そういうふうにと考えると、この当該3条の中の特に3号の部分については全く当たらないというのが私の認識です。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤達雄委員。

○委員（加藤達雄君） とおっしゃいますのは、5年に1回の契約更改の時期を全く、これはたまたま偶然だと、そういう、私は別に施設サービスの肩を持つわけじゃないんですけども、この5年に1回で、その仕事を契約できなかったらこの会社というのは、従業員抱えてということを見ると、私、会社側の考えからすると非常に重要な時期だと、私はこれは偶然とは余りにもできているなというふうに思わざるを得んと思うんですけども、その辺どうですか。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） 東郷町がつくった会社なんです。施設サービスの従業員は確かに東郷町民として、重要な東郷町を構成するたくさんの要素の一つですけども、しかし、東郷町が税金を払って指定管理者を契約するわけです。東郷町民にとって最適な人を執行側は議会に提案していただかないといけないわけです。町民が働いているから、これももしかすると入札において加点の一つの大きな材料になるかもしれませんけれども、町民が働いているからだけで、私は指定管理者とするのは適切でないと思っています。

ですから、総合的に判断され、施設サービスが選ばれてこられれば、それはそれで議会として承認することですし、私たちが議会で承認、可決する前に、執行側のほうで、多分、総合評価方式での入札が行われるのではないかと、その総合評価の中で町民をどれだけ雇っているのか、今までの実績がどうかというのを評価されて、選ばれたのが議会に来ますので、議会では最初から施設サービスさんだから可決だ、否決だなんていう話の前に、ちゃんと行政のほうで審査していただいているというふうに私は認識しますので、全くこれに当たらないというのが見解です。

○委員長（若園ひでこ君） 石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） この質問、事情聴取に差しさわりがあるかもしれないので、ちょっと提出者として、文書を作成した者としてちょっと見解だけ、発言だけ求めたいんですけども、よろしいですか。

○委員長（若園ひでこ君） 認めます。

○委員（石橋直季君） この指定管理契約更新の重要な時期でもあるというふうに、一応

書かせていただきまして、この趣意書のほうに、ということで機能的には指定管理者として施設サービスさんやられていて、次のその一般競争入札にも参加されるかもしれないということで、私は特に今の時期だからという限定で書いたつもりはなくて、重要な時期でもあるというちょっと付随させた形になるんですけれども、当然、今年度選定業務の年度になるので、なのでそこだけ留意していただいて、今後も質問していただければありがたいです。

○委員長（若園ひでこ君） 石橋直季委員の意見で、皆さん御異議ありますか。

加藤宏明委員。

○委員（加藤宏明君） 1つだけ質問させていただきます。

議員が議会報告を出すのは、本当に自由だと思いますけれども、自由ではあるものの個人や企業に対して意図的であるとか、個人の見解も含めて、やはり議会の中とは別の個人や法人に対して自由な意見を書くこと自体が、東郷町議会では私は、私の見解ではいけないと思っておりますけれども、その点について、議員たるもの東郷町のことは自由に書いてもいいという見解なののでしょうか、そこだけお答えください。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） ごめんなさい、委員長、議員はこういう発行物が出さないほうがいいのかというのが、加藤宏明議員の……。

[「いえいえ、一切そんなこと言っていません」と呼ぶ者あり]

今のところごめんなさい。ちょっともう一回お願いできますか。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤宏明委員。

○委員（加藤宏明君） 議員は、議会報告を政策とか思いを書くのは当然、それは自由です。しかしながら、私は個人とか企業さんに、いわゆる個人の見解を、今回でいうと、個人とか、企業に対して自由な意見を書いてもいいということになっちゃいますんで、このこと自体が東郷町議会としては、私はいわゆる勝手に何を書こうが俺は東郷町の議員だから個人のことや法人のことを自由に書いてもいいんだと私はこれ読み取れましたので、そういう見解なのではないかという御質問をしております。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） 私が、例えば東郷町が……

[「例えはいいです」と呼ぶ者あり]

これ東郷町、施設サービスの件を書いています。私は質問者が……

○委員長（若園ひでこ君） 加藤宏明委員。

○委員（加藤宏明君） いや、私は、施設サービスのことを言っていません。個人や法人とか企業に対して、意図的に自由なことをしてもいいんですかということを知りたいだけです。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） していい企業、していい人としていけない企業、していけない人がいると思います。

○委員長（若園ひでこ君） ほかに。

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 今、ちょっと、加藤宏明委員のお話とはちょっと、私は見解が少し異なる立場として、同じような話を伺うかもしれないんですけども、私はある意味、我々議員というのは、発言、表現については、その職責と、それから自分の持つ責任において、とりわけ自由だと思っているんです。というか、妨げられるべき性質のものではないというふうに思っているんです。

したがって、発信というのは、私自身も決して大規模ではないですけども、やらせていただいていますし、ただ、とりわけ政務活動費という制度ができ上がってから多くの議員が、井俣議員も含めてやられるようになった。使っている使っていないはともかくですけれども、やられるようになった。このことについては、非常に私はいいいことだと思っているんです、実は。当然、いいことだと思っているんです。

ところが、問題は、その闊達になってくることによって、ある意味、議員の発信する文書は余り当てにするなよと、究極な話をすると、そういう風潮やそういう空気感になってしまうというのは、実は議会としては決して好ましいものではない。

したがって、我々としては、我々議会の議員としては、そういったものを発行するに当たっては、やはり精度高く慎重に、その中で事実関係については、精度高く慎重に、その中において多くの皆さんがうんうんと共感が得られるような政策を提案、提言していくというのが、何となくええ格好しいすれば理想かなというふうに思っております。

そういう観点に立って、いろいろな議員が発行するものを見ていて、結構きつい表現をするとか、ああ、なるほどおもしろい書き方をするなどということ、いろいろな表現技法はあるにせよ、例えば絶対に使っちゃいけない、あるいはそれが役場であったりだとか、お互い公人であったりするところについては、当然お互いの自己責任の中で批評をしたりとか、あるいは論戦をしたりするケースはあるにせよ、ここは少なくとも、これ例えば民間の株式会社だとか、あるいはこれ私人、個人ということも考えられるんですけども、そういったところについてはその人のいうなれば権利保全のために、より一層気をつけなければいけないということを私自身はみずから襟を正しているつもりです。

その襟の正し方の度合いとして、16人の中で、ある程度の足並みをそろえる必要があるんじゃないかという見解を持っているんです。そうでないと、文字どおりこの政治倫理条例に定められている、やはり品位だとか品格だとかそういったものやら、より高潔なというような原理原則が書いてあるんですけども、その部分に抵触をする、文字どおり抵触をするんじゃないかと思うんですが、そういう観点で、そんなに別にしっかりとした確証と裏どりが無い限り書けないんじゃないのか。

したがって、少なくとも私は、今回、この部分については確認はされているのか、この部分についてはどういう見解をお持ちだったのか、あるいは、このことについてはどういう御自身の御判断を持ってやっているのかということをお聞かせいただいているんですけども、そういう前提で改めて今、宏明委員がお尋ねをしたこの東郷町内の多くのいわゆる町民、あるいは住民の皆さん方に関連する記載については、そういう意識を持って、ちょっと失礼な質問になりますけれども、持っておられますでしょうか。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） 持っています。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） その上で、あえてこの言葉のチョイスをされたというふうには受け取っていますけれども、相違はございませんか。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） 結果として、そうになっています。

[「わかりました」と呼ぶ者あり]

○委員長（若園ひでこ君） ほかに御質問、御意見はございませんか。

[「委員長、これ私のほうから質問というのはできるんでしょうか」と呼ぶ者あり]

[発言する者あり]

弁明だからね。

[「質問です。別の機会でも全然問題ないんですけども、委員全員に聞きたいことがあるので」と呼ぶ者あり]

[発言する者あり]

弁明という、弁明なので、すみませんが、質問は可能ではありません。

ほかにご覧いただけますか。よろしいですか。

箕浦克巳委員。

○委員（箕浦克巳君） 議員は、こういう議会報告をやるについては、以前も弁護士さんにチェックを受けていると、こういうお話でありましたけれども、差し支えなければどちらの弁護士かお話しくいただけますか。

[「それを言わないと何か影響がありますか」と呼ぶ者あり]

いえいえ、そんなことはない、差し支えなければ。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） 本案件と関係がないと思っているので、お答えするのは差し控えさせていただきます。

○委員長（若園ひでこ君） 箕浦克巳委員。

○委員（箕浦克巳君） それを言っても弁護士さんのチェックを受けて、今回の43号からということによろしいでしょうか。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） 去年の10月ぐらいで弁護士さんとの契約が終わっていますので、それ以降出してもものについては見ていただいておりません。

[「結構です」と呼ぶ者あり]

○委員長（若園ひでこ君） 以上でよろしいでしょうか。ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、以上で被請求議員への調査を終了します。

井俣議員は、退席をお願いいたします。

[「弁明要らんの」と呼ぶ者あり]

では、弁明の書による提出期限は、4月の……

[「まず口頭かどうか」と呼ぶ者あり]

口頭か、または文書による弁明をすることができます。口頭はあれですけれども、文書による弁明はされますか。

○被請求議員（井俣憲治君） する予定でおります。

○委員長（若園ひでこ君） それでは、その……

[発言する者あり]

口頭はされませんね。

○被請求議員（井俣憲治君） 今、弁護士さんとその件を午前中も打ち合わせしているんですけれども、弁護士さんの同席が可能であるかということをもまず御協議いただきたいのと、弁明であれ、書類ということであれば、弁護士さん同席ないもんですから、いつまでにどういう形で出せということをお指示いただければ、そういう形でさせていただきます。

○委員長（若園ひでこ君） 今、弁護士さんの同席を求められましたけれども、これについてはどうでしょう。

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） これは我々で決められる、条例上でというか、一応御自身が代理人をとということで、何となく条例上の規定では特に定められていなくて、法律上の話になるのかなと思うもんですからちょっと即答はできないんですけれども、ただ少なくとも、いわゆる聴取については、先例というか、前も例であったのでよかったと思うんですけれども、ただ、今これで聴取は終了しているもんですから、今後については多分弁明の席に立つとか、そういう機会はないと認識していますが。

○委員長（若園ひでこ君） そうですね。弁明の部分は、席に立っていただくというのは、今日で終了していることになりますので。

○被請求議員（井俣憲治君） 弁明の機会が与えられないということですか。

○委員長（若園ひでこ君） 文書によるものはよろしいかと思えますけれども。

○被請求議員（井俣憲治君） 文書または口頭によるというふうに条例に書いてあったか



と思うんです。

○委員長（若園ひでこ君） ちょっと待ってください。

[「今質問しただけだから、弁明」と呼ぶ者あり]

今、すみません、ごめんなさい。 ちょっと、すみません。今は事情聴取をさせていただいた状態です。

これに対して、口頭による弁明をされますか、改めて聞きますね、口頭による弁明をされますか、それとも文書による弁明をされますか。

○被請求議員（井俣憲治君） その前に、口頭での弁明は認めませんといった発言をお取り消しいただけますか。

○委員長（若園ひでこ君） 取り消します。

口頭による弁明を許さないということを取り消します。

口頭による、文書による弁明をすること、弁明をしてください。弁明されますか。口頭によりますか。

○被請求議員（井俣憲治君） させていただきます。

○委員長（若園ひでこ君） じゃ、どうぞ。

○被請求議員（井俣憲治君） きょうするつもりはありません。

○委員長（若園ひでこ君） ないですね。わかりました。

○被請求議員（井俣憲治君） いついつまでと御指摘いただきたい。

○委員長（若園ひでこ君） それ言います。

それでは……

[「調整のために休憩とつたらいかがですか」と呼ぶ者あり]

そしたら、ちょっとお待ちください。

では、今ここで休憩を入れたいと思いますので、これに御異議のある方。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

じゃ、休憩時間を15分いただきます。なので、40分プラス15で55分、2時55分再開いたします。よろしくをお願いします。

午後 2時42分休憩

---

午後 2時55分再開

○委員長（若園ひでこ君） 再開します。

しかし、ただいま井俣議員から弁護士の同席の件の旨が、要請がありましたけれども、許可の、それについて、今、事務局に調べていただいております。それがまだ結果が出ておりませんので、しばらくまた引き続き休憩、再開を閉じて休憩に入りたいと思います。

また、その結果次第再開いたしますので、再開ができる声が届く範囲内にいらっしやってください、全員。

異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ということでよろしくをお願いします。

午後 2時56分休憩

---

午後 3時16分再開

○委員長（若園ひでこ君） それでは、再開いたします。

改めまして、井俣議員にお伝えします。

弁明には2つあります。

今、求めている弁明は、当該審査会に対する弁明です。あともう一つは、審査結果について、議長に対しての弁明書をというものがございます。

ですので、今回求めているのは、この審査請求、そしてきょうの審査に対する、調査に対する井俣議員の思い、そういった弁明をされますかどうかということについてお尋ねをしております。

[「二通りあるんで、きょうされるんだったら口頭で、後日ということであれば文書になります」と呼ぶ者あり]

ごめんなさい。きょうされるんだったら、今、引き続きこのまま口頭です。後日というふうでしたら、文書で出していただきたいと思います。

○被請求議員（井俣憲治君） 条例においては、質疑のときに口頭で弁明するとか、そういう詳細が、規則のほうにも書いてなかったかと思えますけれども、ですから、きょう、私、その機会がいきなり与えられると思ってなかったもんですから、弁護士さんに、きょう午前中一緒におりましたけれども、来てくださいという要請をしなかったんですが、そうなる私とその政治倫理審査会ですので、法的に間違っただけを弁明として発信してもいけないですし、これは極めて神経質に取り扱う案件だというふうに考えておりますので、きょうの段階で、弁明はきょうだけ、口頭ならきょうだけですよというのは、条例、規則のどこにどう書いてあるのか御教授いただきたいというふうに思います。

○委員長（若園ひでこ君） 箕浦克巳委員。

○委員（箕浦克巳君） 井俣議員にお尋ねするのは、今、委員長が求められた弁明というのは、今回こうして皆さんに聞かれたことに対する思いをお話してくださいということで、極めて慎重にというのはわかりますけれども、先ほど述べられたようでもよく伝わる部分もあるし、そうじゃない部分もあるんだけれども、井俣議員個人の弁明で、それ以上のことは必要ないかなと思うんで、優秀な井俣議員であったら、それが何か弁護士同席が必要だというのは、どのようなことを想定されるんかお尋ねします。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） 私が、この議会報告について、今回の案件についても、私

が発信したことによる影響でこういうことが起きておりますけれども、委員の皆さんにはお忙しい中、また雨が降っている中にもかかわらず、来てこういうことをやっていただいているというところは、私も考えなきゃいけないところだというふうには思っておりますけれども、やっぱり大変発信するに当たって重大だというふうに理解していますので、また、弁明の機会も一度ぐらいだろうと、文書によれば特にそういう形になるかなというふうに考えておりますので、そうしていただけるとありがたいですし、つけ加えてお願いさせていただけるとすると、この弁護士同席という件についてもこの条例及び規則においては想定がされていないというところが答えだと思います。

ほかに本来ですと、例えば刑事訴訟においても民事訴訟においても裁判官の除斥という規定がありますけれども、本条例においては、地方自治法第117条の規定のみが用意されておりますけれども、そうでないところの今回のような案件についての除斥というのが準備されてないということも含めた法整備も、その弁明の中でお願いしたいというふうに考えておるものですから、その辺も含めて弁護士の先生とよく相談して、その結果が東郷町議会によりよく反映できるようにというふうに考えておりますので、御理解いただければというふうに思います。

○委員長（若園ひでこ君） 箕浦克巳委員。

○委員（箕浦克巳君） それだったら、きょうの弁明はないということで、処理がされるということでもよろしいんじゃないでしょうか。弁護士とよく相談されるのであれば、弁明を文書でできるということですよ、文書で出されるということ。

○被請求議員（井俣憲治君） 文書でというお勧めを今いただいたということで。

○委員（箕浦克巳君） いやいや、それも、お勧めというよりまたはということで。

○被請求議員（井俣憲治君） 口頭または文書とありますから、口頭よりも文書のほうがいいですよというふうに、箕浦委員からお勧めいただいたということで、では、私もせっかくお勧めいただいたということであれば、そのていのほうがこの委員会としては形はいいというふうに、これは切って、削除を求めますけれども、そういう形でということであれば、少し時間をつくっていただいて、期限をいただければというふうに思います。

○委員長（若園ひでこ君） それはそうですね。

事務局長。

○議会事務局長（浅井正美君） 井俣議員のほうに、きょうの出席のお願いをさせていただいた中に、条例の11条のことが書いてあったなと思いますけれども、こちら第11条は、「被請求議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は審査会への出席を求められた場合は、それに従わなければならない。」、第2項として「被請求議員は、審査会において口頭又は文書により弁明することができる。」、第3項に「被請求議員は、審査結果について議長に対し弁明書を提出することができる。」、第4項において、この規定により「弁明書が提出された場合は、議長は、第7条第6項の規定による公表に併せて当該弁明

書の全部又はその概要の公表を行うものとする。」となっております。

ということで、本日の事情聴取及びこのところで、口頭の弁明か文書の提出による弁明というのが、本日の審査会というふうに思っております。

それで、もう一つ、今、話が出ておった後だと申しますのは、これはまた後で勘違いされておったとするといけませんのでお話ししておきますと、審査結果について、議長に対し弁明書を提出することができる、弁明書のちょっと内容が変わってきますので、その辺を御理解していただいて、対応のほうお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（若園ひでこ君） 箕浦克巳委員。

○委員（箕浦克巳君） 今、局長の説明を聞けば、要は、きょうの審査会において口頭または文書により弁明することができることを改めて説明されたかなと思います。

この後に説明されたことに対し、井俣議員のほうで文書による弁明書を提出するというお話をいただきましたもので、次はその日を待つということであります。いいですか、そういうことで。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） 局長からお電話できょうの件を伺ったときに、聞き取り調査をしたいので都合がいい日時をというふうに言われました。審査会という言葉でなく、聞き取り調査ということでしたので、聞き取り調査は審査をする前提のものかというふうに私は理解したんですが、条例上、聞き取り調査という言葉は出てまいりませんので、どういうふうなのかは難しいですけれども、もっと言いますと、今回の審査会が13日に開会されたそうですけれども、私のところに送達されたのは、差し置き送達であって、あと、きょう一応証拠として携帯持ってきましたけれども、水没してしまった携帯に留守電を入れていただいたそうですけれども、全くつながらない状態で、13日になってから御連絡、その封筒をいただいたということで、その送達のあり方についても、この条例、規則のほうにおいては不備がありますし、今回、私はその送達のあり方も不備であったなど、連絡についても聞き取り調査と審査会は大分違いますので、その辺のところについても、より今後、さっき除斥の話もさせていただきましたけれども、この条例、規則の中でいろいろ皆さん、というか議会で再度考え直さなきゃいけないのかなというふうに思っております。

というのが、除斥の件に関して言わせていただくと、これ弁明に近い形になってしまいますからあれですけれども、こちらに8人いる委員の皆さんのうち6人が請求者ですので、そういったことも含めていろいろ研究させていただける機会かなというふうに思っておりますので、弁明にその部分を法的に問題がないのか、させていただきたいというふうに考えておりますので、文書でということでありましたら、提出期限を少しお時間いただいて、出させてさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（若園ひでこ君） すみません。

じゃ、文書で弁明を提出いただけるということによろしいですか。

○被請求議員（井俣憲治君） わかりました。

○委員長（若園ひでこ君） それでは、弁明の書の提出期限については、4月20日までとさせていただきます。この期限までに提出がない場合は、弁明がなかったものと判断をいたしますので御了承ください。

○被請求議員（井俣憲治君） 委員長、4月20日の期日の根拠を教えてくださいませんか。

○委員長（若園ひでこ君） 日時のそれぞれ皆さんが都合、この開催に当たって、それぞれ期日を決めていくには、4月20日までに、なるべく早く決めたいということで、その根拠のもとに4月20日、早く次の段階に進むということで4月20日に期限を切らせていただきます。

○被請求議員（井俣憲治君） これ中2日しかないわけです。今後、こういう審査会が開かれないことを願うばかりですけれども、被請求議員の立場になって考えていただきたいというふうに思うんですけれども、中2日で、きょうの聞き取り調査の会だというふうに私は認識しておりますけれども、を受けてどのようなことが時間的にできるかというのをもう少し、相手の立場に立ってといいますか、お考えいただきたいと思うんですけれども、まず、その日程ありきということなんでしょうか。

○委員長（若園ひでこ君） まずは、そういう日程ありきの部分が大きいですね。

○被請求議員（井俣憲治君） そうなりますと、先ほども申しましたけれども、改善すべき点が、この条例、要綱、規則については、今少しお話しさせていただきましたけれども、あるという中で、日程だけが第一優先となってしまうと、そこをクリアにして、この審査会をやりながら条例を改善していくと、規則を改正していく、改善していくという作業が、今要するに足りてないところがあるからこういう問題が起きてるわけだと思いますけれども、そこが満たされぬままに日程重視で進むことに、私は議会として、議会議員として大きな疑念を持つところですが、その点についてはいかがなんでしょうか。

○委員長（若園ひでこ君） 箕浦克巳委員。

○委員（箕浦克巳君） これ、議員も当然御存じのことだと思いますけれども、3年以内に見直すということでやっておりますから、これもう条例は一緒につくったわけですから、この条例に……

[「いないです、この条例つくったとき」と呼ぶ者あり]

[発言する者あり]

6月1日の施行ということで、これできました。だから、その今ちょっと失念しておりましたけれども、議員はずっとおられたから一緒に活性化にやっていたかなと思うんですけれども、ここの最後の部分はないだけで、その前はおられたですよ。

[「自由討議でお願いします」と呼ぶ者あり]

○委員長（若園ひでこ君） じゃ、ちょっと、ごめんなさい。

じゃ、自由討議に入りたいと思います。いいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

[「発言を求めます」と呼ぶ者あり]

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） この委員内での自由討議はある意味構わないと思うんですけども、ある意味、いわゆる被請求議員が今同席をしている中で、あくまでも被請求議員の申し出に対して、今我々としてはどういうふうに整理をするのかということが多分議論をしておるといえるか、正しくは被請求議員からの御意見といえるか、御要望も尊重しながら今、多分、そういう意味では、どれが一番そういう意味では不均衡がないような状態にするべきかということは今多分組上に上がっていると思いますので、自由討議よりも、よりもという代案が思い浮かばないですから。

[「簡単に言うと2日間の期間というのを、もう少しいただけんかと今、委員長に、でもそれできませんと言ったから」と呼ぶ者あり]

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 今、その話題になっていることは、ちょっと若干、今我々は議題として取り扱っているのは、本件であって、政治倫理条例については、多分別議論だというふうに理解しています。先ほど、今、箕浦委員のほうからも話があったように、これは非常に長い時間をかけて、議会活性化特別委員会という機関でいろんな議論を進めた上ででき上がり、そして、全員賛成のもとに可決されている条例である。

ただ、当然、運用をするに当たっては、いろいろな問題だとか課題が出てくるだろう、何よりも開催をされるということを前提としないようにしたいよねということが大前提であったわけですので、そういう意味では、開催される中でいろいろ見直していくに値する諸問題というのは出てくるものです。

だから、ある意味、その民主的にのりつつ形が条例が施行され、そしてその条例に基づいて今回請求がなされ、そして、条例に基づいてここまで今やってきている中で、その条例についてという議論というのは、この場においてはちょっとなじまないと思います。もちろん、その投げかけについて否定しているわけではなく、少なくともこの場においては、今ある少なくとも条例といえるか、システムの中で取り回していくべきだと思っています。

さらに、ここから先はちょっと決まっていないものについての話になると思うんですけども、条文規定にないものについては、我々の中でそのことについてはしっかりと合議した中で判断をするべきじゃないかなというふうに思っています。

したがって、今の期日について、提出の期日についてもどれぐらいの日程、日数というのが妥当なのかというところについては、当然、我々議論しなければいけないと思うんですが、既に13日の会議の中で、その話、要するに日時だとか、この日程、進め方について

ての話についてはある程度の議論をし、ある程度の合意形成がなされているというふうに理解しております。

したがって、そのフローに従って考えるならば、そういう意味では、諸準備については大変御苦勞があらうかと思えますけれども、20日までに次の言うなれば進め方、これは理由があります。先ほど日程ありきというようなお話をしましたけれども、非常に舌足らずだと、すみません、大変僣越ですけれども、委員長の御説明の中に少し不足があるとすれば、急がなければという言葉、適切じゃないな。なぜその日程を前提としているかということについても、明確な理由があつての進行であるので、その部分については、御理解をいただきたいと思えます。

なおかつ、弁明の機会は先ほど御説明をさせていただいたとおり、二度にわたる、つまりこの審査の内容について、今のやりとりの中を踏まえた意見陳述の場があり、なおかつ、最終的に結果報告があつた際に、書面をもつた弁明の提出の機会もあることも鑑みれば、必ずしもそういう意味では決して乱暴ではない進め方なんじゃないかなというふうに思っておりますので、しかるべく20日までということで、今お示しがあつたところについて御理解をいただけるようお願いをしたいと思いますというふうに、私は考えます。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） 先ほど、この間の13日の日に、この件は私たち今のこの委員の構成の中で結論を出すつもりであるというような内容の意見でしたよね。確認なんですけれども、皆さんそれぐらいのスピードでやっていきたいというお言葉はありましたよね。

それで、そのお言葉を聞いていて、やはり、被請求議員さんにとっては、その人の政治生命とか、いろんなものにかかわることだから、私はあのときにもそんなに性急にもう急いでやるべきことじゃないと思ひながら聞いていました。

それで、今、今度は井俣議員、被請求議員さんが準備をするのに、もし仮に自分だったとしたら、2日間で、きちんとしたものを出そうと思ったら2日間でやれるかどうかという疑問に思ひます。

それで、井俣議員にどのぐらい時間があればつくれるものかとか聞いてあげるぐらいの気持ちがあつてもしかるべき、急いで日程ありきというのは、本当にそれぞれの議員さん、この委員会を構成している委員さんが、この構成の中で決めたい一心でやられているように私はとれるので、もしそうだとすると、その1日、2日、何日かわかりませんが、2日の中にちゃんとやれとか、そういう。だから、私、きょうの委員会の冒頭で、とりあえずこの委員の構成がおかしいから、そういうことがなってくるから、そういうことないように、私は信じてやっていたんですけれども、もう少し思いやりのある委員会をやっていただきたいと思ひます。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤宏明委員。

○委員（加藤宏明君） 今、弁明のことが議論になっていますけれども、11条は、皆さん、

何回も読まれたと思うんですけども、要は、審査会で特に被請求議員、井俣議員は、今、1時間ちょっとの質問等でその弁明だと、私はこの11条の2番のところは、審査会において口頭または文書により弁明ができるというのは、審査会の自分が発言した1時間、先ほど1時間ちょっとの間のことの弁明ができるということですので、それについて、口頭で言われるのか、文書で後日ということですから、この1時間ぐらいの内容で、まだ弁明が何かできてないところがあれば20日までに出してくださいという委員長の発言で、私は全然いいと思います。

それで、審査結果というのは、まだ、その弁明書が20日なら20日に委員長のところに来て、いつ開かれるかわかりませんが、そのときに審査結果が出ますんで、それをまた被請求議員がまた弁明があれば、議長さんに出すというお話であって、今、この弁明というのは、井俣被請求議員が1時間ちょっと、今、皆さんからの質問に答えたことの弁明というか、もう少し詳しい内容の話を文書で出されるということだと思いますので、全然それほどの、それ以外のことを書くとかそういうことじゃないと私は思いますんで、2日もあれば十分1時間ぐらいのことを出すんじゃないかと私は思っておりますが。

以上です。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 新家委員に、非常に手厳しいというか、とりようによっては非常に、13日の議論は何だったのかということで、全否定に近いような発言をされたもんですから、またぶり返して大変時間の無駄遣いになっちゃって大変恐縮ですけども、どうしてもその部分においては、申し上げておかなければこれ理屈がつかないんです。なぜ日程を急いでいるのかというところについて、非常に歪曲した受け取られ方をされているんで、そうではないということを強く強く冒頭に申し上げたつもりでおるんです。

それでもなおそのことに対する信頼関係がないとすれば、これはもういたし方がないと判断します。ただ、もう一回だけ申し上げておきます。

これは、井俣議員の話でもあるけれども、同時に、その部分において被害をこうむっているという声を上げている相手先があるという事実もあるんです。事実というか、そういう疑いがあるから、今回、審査請求になっているというふうに理解しています。何度も申し上げます。悪いことをしたからどうこうという話ではない。このことについては、双方が今現在こういう訴えが、こういうそれぞれが町民に対して訴えをしていることに対して、我々としては、東郷町議会としては、何とかしなければいけない、その不安定な状態を何とかしたいという思いの中から、今回の審査会が開かれているというふうに理解していますので、その辺はくれぐれも勘違いをしていただかないようにしていただきたいと思っております。

つまり、もう一回申し上げます。少なくとも東郷町施設サービス株式会社にとっては、多くの先ほど来出てきているように、町民、住民、東郷町に関係する方々、関係者がたく



さんお見えになります。そういった方々が、違うよということを発信している事実、その事実が果たして正しいことなのか、あるいはその訴えというのが、どの程度までそういう思いを持ってみえるのかということは、これ13日について我々全部共有してあるはずです。その部分と今回、井俣議員がお話をされている内容について、我々が確認をしなければいけない、新家委員については、何一点も確認をされていないというふうに私、理解していますけれども、私は多くの事実関係を確認させていただいて、一定の判断基準を受けたというふうに、私自身は思っているんですけども、そういう場であったわけです。

それをもってして、日程ありきということを、しかも構成による日程ありきなどという、人数構成、人員構成について疑念を抱くということについては、私は全く心外な話だというふうに断じておきたいと思います。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） 私、きょうは、そんな構成で日程ありきと決まっているって、その発言はしてないと思います。

〔「たった今、おっしゃいましたよ」と呼ぶ者あり〕

前回のときに、早急にやりたいとおっしゃいましたよね、それぞれの方が。それで、この構成の委員会の間にやりたいという思いも言われましたよね。それは。

○委員長（若園ひでこ君） 石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） 私も早急にというお話をさせていただいたんですけども、それはやはり不安を感じていらっしゃる方もいらっしゃるという状況で、またこういったものを長引かせてもというの、当然思いとしてあります。

ただ、このメンバーであるうちにという発言は少なくとも私はしていません。

○委員長（若園ひでこ君） 新家光江委員。

○委員（新家光江君） 私の思い違いだったら、私は謝らせていただくんですけども、でも私の記憶では、この今のこの構成の中で結論に至りたいというような会話はあったと私は思っているんですけども、議事録を見ていただきたいなど、その点は思います。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 私自身が思いとして、これはひょっとして発露しているかもしれないですけども、何かというと、人員構成が変わったら、今せっかく我々の調査をしている事実関係、これは何度も申し上げるように、事実の確認です。その事実の確認が、もう一回リセットするというのは好ましくないわけです。そういうことについて、好ましくないですよということは、私は実は発言をしたことがあります。

だけれども、したほうがいいのか、するべきだよねというようなことを何の理由もなく申し上げてはいませんし、そのことを作為だと受け取っているとしたら、それは新家委員の主観の話であるわけです。そこについては、みんながそれを合意形成して、客観的にそのことは合意形成されたということはある得ないというふうに断じておきたいです。

[「わかりました」と呼ぶ者あり]

○委員長（若園ひでこ君） 加藤宏明委員。

○委員（加藤宏明君） 先ほども言いましたけれども、今、弁明、11条の2項、被請求議員は、審査会において口頭または文書により弁明ができるということが、今議論になっておると思うんです。

この審査会というのは、被請求議員が審査会に出られたことについての弁明だと思いますので、先ほど何度も言いますけれども、1時間少しの間の皆様方からの質問とかをやられた弁明をまだ2日間もありますんで、全然この1時間の内容で何か自分がまだつけ加えたいようなことがおありでしたら、それを求めとるだけであって、全然、すごく時間があると私は思いますけれども、その点を議論していただきたいと、私は個人的には思いますが、どうでしょうか。

ですから、1時間ちょっとの質問の弁明で、つけ加えたい意見を言われるだけ、それを文書に出されるだけの話だと私は思っておりますので、まだ何もここに書いてあるその11条の2を読めば、審査結果が出るわけでもないし、この審査会の内容について、弁明があれば口頭、今口頭で言われるのか、後日文書で出されるということであって、先ほどここで1時間少しやられたことについての弁明を文書で出される、ちょっとお互いにこういう場でいろいろ意見が言えなかったことが、後日というか、きょうの夜しっかり考えられれば、あのときこういうこともつけ加えたかったなというのを委員長に提出されることだと私は思って、この文章を見るとそういうことだと思いますので、十分な時間が20日までにはあると思いますので、20日で全然問題ないと、先ほど弁護士さんに聞かれるとか何かおっしゃっていますけれども、この審査会において、口頭または文書にということだと思いますので、何か今議論が変なふうに行っちゃってますんで、よろしくお願いします。

○委員長（若園ひでこ君） ほかにございませんか。

[「自由討議に入っているんですか、そこら辺の進行がよくわからないですけども」と呼ぶ者あり]

[「いや、入ってないです」と呼ぶ者あり]

自由討議には入ってないです。

[発言する者あり]

井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） 私は条例の解釈等々を聞いているわけじゃなくて、20日という、中2日という根拠がどういうことなのか、それから、議会は先例主義をとりますので、今後このような事案があった場合に、私はきょう審査会という名目で呼ばれておりませんが、意見聴取ということで、先ほど加藤宏明議員も弁明と言われましたけれども、私は質問に対して答えをただけの話でありまして、弁明はしておりません。

ですから、そういうルールでありましたら、そういうルールだと、水川委員のほうか

ら、そういう時間的なあれもあるということでしたけれども、あれと、委員さんはわかっているけれども、私はそのあれがわかりませんので、そういったところも含めて、本条例で行われた初めての機会ですので、今回起こっていくことが前例として今後ルール化されていくということにおいて、どのような思料がされて中2日になっているのかということを確認しただけですけれども、それをコンセンサスだとか、何が という、私が聞いたことと違う発言が飛び交うと、私ただ混乱するだけですから、端的にその辺を前例として残すということも含めて、御発言、委員長が発言されたということで理解させていただいてよろしいですか。

○委員長（若園ひでこ君） どうぞ。

○被請求議員（井俣憲治君） これが議会のルールというふうになっていくわけですけれども、それでいいんですね。

[「先例になるよ」と呼ぶ者あり]

○委員長（若園ひでこ君） 先例になります。

水川 淳委員。

[「答えてからまず質問を言っただけですか」と呼ぶ者あり]

[「先例になると思います。ルールです。何度も申し上げているように、見直しの必要性はゼロじゃないし、今後やっていくべきだと。だけれども、今は手元にあるルールで、システムでやっていくしかない」と呼ぶ者あり]

そういうことになります。先例となっていくことになります。

○被請求議員（井俣憲治君） ですから、何を根拠に先例にするのかということです。1回目のことですので、根拠が必要じゃないですか。中2日であることに対して、私は文句を言うつもりもありません。ただ、根拠がなく、私としては準備する時間が限りなく制限されるわけですけれども、その20日という、中2日ということに対する根拠がこういうことですよと言われれば、私も納得いたします。

[「委員会での合意です」と呼ぶ者あり]

○委員長（若園ひでこ君） 確かに……。

[「諮っていただいているいいですか」と呼ぶ者あり]

先例とすることに……

[「いやいや、そうじゃなくて」と呼ぶ者あり]

[「先例にするんじゃないくて、これを決めたら先例になるよということだからな、先例にするんじゃない」と呼ぶ者あり]

日程を決めたらね。

[「だから、こういうことなんじゃないですか。20日までとすることに異議ないかどうかの議決をしていただければ」と呼ぶ者あり]

それでいいですか。

[「逆に何日ぐらい必要かを言って、もしだめだったら委員会のほうで決めた日程でやる  
ことになりますという」と呼ぶ者あり]

[発言する者あり]

ちょっと待ってください。

委員長としては、やはり最初に申し上げたように、20日ということで期限を切らせて  
いただきたいと思います。

[発言する者あり]

一応、さっき石橋委員も言ったように、相手のあることで困っていらっしゃることも  
あるので、やっぱりそういったことで早く解決すべきだと私は思いますし、そこにやっぱ  
り日程、皆さんのそれぞれの日程が入ってくると私は思っております。

○被請求議員（井俣憲治君） 私も困っていますけれども。

○委員長（若園ひでこ君） それは困っていますよね。

○被請求議員（井俣憲治君） 2日しかないということを今宣告されて困っていますけれ  
ども、それは勘案されないんですね。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤達雄委員。

[「答えてから、一応次に行きましょうよ」と呼ぶ者あり]

[「そうですよね」と呼ぶ者あり]

○委員（加藤達雄君） これに関連している話ですけれども、やはり被請求議員がおっし  
ゃっているように、いろいろな御事情もあるということで、じゃ、どれだけの日程の猶予  
があればということでお伺いして、相互で話し合いたほうがいいんじゃないですか、も  
うこういう場ですから。最初から、このスタートのときからイレギュラーがあって、アク  
シデントがあって、そういうふうなことですけれども、やっぱり今回、宏明さんがおっし  
ゃっており、これ2の場合は、この審査会だけの話の口頭、だから、この文書を見ると、  
審査会において口頭または文書によりという非常に軽く書いてあるということは、私は井  
俣議員がおっしゃるように、深くこの合間でいうところまでは私求めていないというふう  
には解釈できるんですけれども、その辺について、これ今言った先例ということで大事な  
話ですもんで、これをどうひっかけるかになると、これを入れるとするとやっぱりもう少  
し時間が欲しいというお考えですので、この辺議員のお考えを伺ったらどうですか。

○委員長（若園ひでこ君） 今、加藤達雄委員から……。

○委員（加藤達雄君） イレギュラーと今私言いましたけれども、私これはちょっと取り  
消します。

[「取り消してください」と呼ぶ者あり]

取り消します。

○委員長（若園ひでこ君） じゃ、取り消します。

加藤達雄委員。

○委員（加藤達雄君） 私がイレギュラーといった意味、本意わかりますか。私、いまだに私も携帯が壊れちゃったんで、井俣議員も携帯が壊れて、物すごく苦勞しておるんです、私は。だから、そのことを私は言ったんで、だから連絡がとれないというその意味の話ですけれども、この会の進みの、続きのイレギュラーではありません、申し添えておきます。

〔「委員長、休憩とりますか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 本件について提案です。

私は予定どおりというか、従来、お考え方、今、委員長のお示しのとおり、4月20日までに文書によって弁明書を出していただくということを再度改めて委員長のほうから被請求議員のほうにお示しをいただいて差し支えないと思っております。

これは、先ほど新家委員との御議論の中で、私も時間を区切って早急に解決をしなければいけない案件であるということ、さきの13日の委員会の中でもお話をさせていただいた、それを前提とすれば、私その前提を撤回しなければいけないこととなりますので、そういう観点で。

また、一つには、きょうこれ条例の規定上に照らせば、きょう口頭で本来弁明の機会を有するというので、そして完結をする日になっているのかもしれない、このことは、それは考えれば書面によって20日までの猶予があるということについては、十分対応可能であると。

ただ、もう一つは、重要で重大なことだということは、これ我々としては全くこの委員の中で共通、私も含めて共通認識です。そういう性質のものであるからこそ、もう一つ副次的に議長に対する、議長が出た段階での議長に対する弁明書の提出という機会もあって、二段のといえますか、2回弁明書の提出の機会もある、弁明の機会があるというようなことを鑑みれば、本件についての弁明については、先ほど宏明委員がお話をしたことに、ほぼほぼ私は賛同、同感であります。

ですので、20日に提出をしていただくということを、再度、委員長からお示しをいただくで足るんじゃないかなというふうに思っております。

ほかの方に御異論があれば、ぜひ議論した上で、これはそういう意味では無理くり決める性質のものではないと思いますので、しっかり議論した上で決めていけばいいと思っています。

○委員長（若園ひでこ君） 水川委員からのそういった御意見が出ましたが、ほかの方、これに対する御意見ございますか。

箕浦克巳委員。

○委員（箕浦克巳君） 一つ、井俣議員、先ほどきょうは何とおっしゃったですか、審査会じゃない、聞き取り調査だというお話でありましたけれども、今ちょっと事務局のほうから議員宛てに宛てられた4月13日付の文書には、聞き取りということではなくて、条例

の7条3項及び11条に基づき下記のとおり御出席くださいというふうに書いてありまして、審査会の求めに応じてのきょうのことということで、先ほど聞き取り調査だから知らないとおっしゃったのがちょっと理解できないんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） 局長のほうから連絡いただきまして、聞き取り調査がありますんで日程、都合がいい時間を教えてくださいということでありました。私は、当初、13時30分と第2候補として10時というのをお願いしたわけですがけれども、私がこれ電話だけのやりとりになりますと、私が時間を記憶間違いがあつてはいけないので、もしそれ今のその聞き取り調査の件、日時が決まりましたらメールでも送っておいてくださいと、私メールのほうで日にち、日時だけを確認しておりまして、聞き取り調査という言葉が残ってましたので、日時しか確認しなかったのは、その辺は私の失念している部分かもしれませんが、電話で同様のことが書いてあるだろうというふうに推測してしまったということです。

○委員長（若園ひでこ君） 推測してしまった。

箕浦克巳委員。

○委員（箕浦克巳君） そうしますと、推測は了解、そう言われるとわかりました。この文書が意図していることですんで、きょうはそこに座られておるのは、意味は条例に基づいてということでありまして、聞き取り調査ではございません。よろしく願います。

〔「委員長、局長のほうが間違えて伝達いただいたということによろしいんですね」と呼ぶ者あり〕

〔「その辺はまた局長と話しておいてください」と呼ぶ者あり〕

〔「これ言った言わんの話になると」と呼ぶ者あり〕

〔「7条の3のところは事情聴取となっていますので」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

○委員長（若園ひでこ君） 井俣憲治議員。

○被請求議員（井俣憲治君） 21日にこの委員会が再び開かれるに当たって、20日までに出示していただきたいということであれば、当然私もその努力をいたしますけれども、何の前提もなくいきなり20日だと言われたから、どうしてだ、その根拠は何だ、先例になるということを私はお話しさせていただいておるだけで、まずもって委員会の皆さんに御参集いただくこと自体、私は本当に申しわけなく思っておりますんで、もしそういう理由があればお話しただければ、できる限りの最大限の善処はさせていただくというつもりでございますので、そこら辺のところは、私は非協力的にということではなく、今後のルールにもなってきますし、その辺が納得できるようなお答えがいただければ協力はさせていただけるというふうに考えております。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤啓二委員。

〔「いや、その前に、私が質問、必ずどなたかに振られますけれども、委員長に発言を求めておりますのでお願いします」と呼ぶ者あり〕

今、井俣議員が言われたように、今のこのいろいろの皆さんの説明、委員長の言葉足らずと理解不足のところがあって、説明していただきましたけれども、そういう案内も出ておりますし、なので、これに条例に従って、案内、ここに来てくださいという案内、文言、ひとつ言い方が違っていたという部分で、今言われたわけでしょう。

〔「ちょっと回答になってない」と呼ぶ者あり〕

〔「それと日程と何の関係があるんですか」と呼ぶ者あり〕

だから、そういうことで、なので、日程は最初私が申し上げたように、期限は申し上げたように20日までとさせていただき、改めて20日までとさせていただきたいことを申し、お願いしたいと思います。

○委員（加藤啓二君） 今、委員長の言われたとおり20日という期限、今、井俣議員が、逆に言うと、先例にならないような形でちょっとあえて確認をさせていただきます。

今、納得できる21日に委員会が開かれることを前提で、2日間の件をもう冒頭から言われればそうかなと、ですので2日というものが先例ではなくて、そういう説明が今なかったから、2日ではということで井俣議員のほうからどういうことですかという確認、意見が回答が出て、委員長も2日というのを2日だけが先例先走ってはいけないもんですから、21日に委員会をやる前提にそこに間に合わせていただきたいということで、2日間の期限は2日という話で、それまでにということで、今それは承知、ある程度努力されますとありましたので、21日に委員会をやるということで本人は伝えては不是けれども、やる説明を求めたときにそれが理解できたならその努力をしますということで、でないとなら2日間という日程だけを先例に残っていったらもうそれはちょっとまずい話ですので、そこら辺だけよく委員長のほうで。

○委員長（若園ひでこ君） じゃ、もう少しつけ加えると、21日には議会活性化などいろんな委員会があります。なので、個人的にそういう皆さんの御都合とか利便性、御都合を考えると21日が開きやすい日にちではないかなということで、それが根拠のことになります。根拠となります。なので、20日までに期限を切らせていただきました。

○被請求議員（井俣憲治君） 先ほどは、20日までにお願いしますだったと思うんです。今は、20日に期限、皆さんが、私は21日に委員会が開かれるかどうか私知りませんし、推測しただけですけども、そうであれば協力させていただきますということをお話しさせていただきましたけれども、お願いしますであったり、そうしますであったり、余りにも振れるので、どれが本当なのか、しっかりとこれも明確にしていかなきゃいけない事案だと、事柄ですので、これを前例とせず次の委員会開催日前日までに提出を要請するというのであればさせていただきますし、その辺を明確にしていだかないと、私もどう行動して、いつ出していいのかわからないのでよろしくお願いします。

○委員長（若園ひでこ君） これを前例とせず……。

〔「諮らなくていいんですか、委員会で」と呼ぶ者あり〕

委員会で諮らなくていいです。この委員会でですか。

〔「前例としないことを諮らなくていいんですか」と呼ぶ者あり〕

前例としないことをまず諮って、そのように今からお伝えしますので、待ってください。

では、この短期間になるという部分について、これを前例としないことに御異議のある方はいらっしゃいますか。

〔「発言を求めます」と呼ぶ者あり〕

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 当然、これというのは、今、前例という言い方しましたけれども、ここで私、これすみません、少なくとも私は委員として、今回の話については説明しています。それが理由なんで、前例として例えば、前例として2日間しか弁明の準備をする時間がないことは前例になつとるじゃないかという話になると、それは、これは私は大反対であります、前例は。

だけれども、これについてはあくまでの一定の合理的な猶予期間を定め、要は弁明の機会を付する、これは当然権利ですので、あってしかるべきだし、それについて不利益がないようにということを取り計らうということも大切だと思いますので、少なくともその部分については、前例、私は当然前例となり得る話だと思っています。

しかしながら、これも冒頭、先ほど来申し上げているように、当然条例の中というのはいろいろやっぱり初めてやっていく中で、いろいろ実地に具体的にこれはきちっとしておく必要があるよねとか、ここはこういうふうにしておかなければいけないかもしれないねということで、議論をしなければいけないということは、この中、少なくともこの中においても十分認識をしているところでもありますので、見直しはもちろん前提であるものの、あくまでも今あるシステムに基づいて判断をするという観点でお示しをいただいたほうがいいと思います。

だから、前例とすることに異議ありませんかと言われたら、私は前例にするのは反対です。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤宏明委員。

○委員（加藤宏明君） 私もさっきから何回も言っていますけれども、11条の2項、被請求議員は審査会において口頭または文書にという弁明ができるということで、さっきから何回も言っていますけれども、1時間少しの間の審査会においてつけ加えたいようなことがあれば、その後にいわゆる口頭で言われてもいいし、文書で出されてもいいということ。

結局、きょうの先ほどの1時間ぐらい前にあったこと、また長く持ったら逆に忘れちゃいますんで、やっぱりきょうぐらいにつくってやっておくのが、普通は私としてはそう



いうもんだと思いますので、その前例、やっぱりホット、だから文書で出されない方は、その終わった後に弁明を口頭でされる方も多いと思うんですけども、結局、それを前例にすることには、私は反対で……。

[「前例にしないという話で進めているんだから」と呼ぶ者あり]

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） ちょっと訂正よろしいですか。

勢い余って逆のことをさっき発言したような気がするものですから訂正させていただきます。

今、前例となるということを諮ろうとされたものですから、そのことについて、私は賛同をしない立場です。何かというと先ほどの説明のとおりです。

だから、前例にはなり得ると思うものの、当然見直しだとかの議論は余地はあるということに訂正をさせていただきます。すみません、失礼しました。

[発言する者あり]

[「示していただければ結構だと思います。今の諸般の事情を鑑みてということですよ」と呼ぶ者あり]

○委員長（若園ひでこ君） いろいろ井侯議員のほうも私に対していろいろ言葉の端々のところで、私に確認がありましたけれども、最終的に、私としてはやはり20日までの提出期限と決めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

よろしくをお願いしますで、最終的に言わせていただきたいと思います。

○被請求議員（井侯憲治君） 思うのは御勝手ですけども、私はとりあえず20日までに出す努力をいたしますけれども、先ほどから言っているのが、21日に委員会が開かれるであろうということを推測して言っているだけで、21日に開かれるかどうか私はわかりません。ですから、21日に政治倫理審査会が開かれるので20日までに出示してくださいと言われてれば、私は当然その日までに出さなきゃいけない義務を負うわけです。

ところが、その要するに審査会において出せということになっていますので、ですからそういう説明であれば、私は前例もくそもなく、今の言葉撤回します。ピンはねと同じで、くそもという言葉は不適切でしたので、当然、それに応じて用意させていただきますし、そういうことだけおっしゃっていただければ、お願いされる立場でもありませんので理解いたしますけれども、そういう形での御説明をいただければというふうに思います。

○委員長（若園ひでこ君） そうすると、21日に委員会を開くという、それを……。

箕浦克巳委員。

○委員（箕浦克巳君） 今、井侯議員のほうから21日が決まればという話がありますけれども、また、それ委員会の中で日程を決めていませんもので、次回を開催を、だからそれは理解してください。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 提案があります。

今の議論の中を総合的に勘案し、今この段階でお諮りをいただきたいお願いがあります。

次回の開催日程を、今、それが決まらなると次へ進まないような停滞感がありますので、次回の開催日程をこのことを説明するために、委員会内でお諮りをいただきたいと思っています。もし、御異議、御異論がなければ、日程指定をしていただき、そのことについて、開催についての御指定をお願いします。

その上で、条例上の規定に基づいて、その前日までに提出するような要請を、これは条例第、提出義務があるんですが、11条の提出義務に従ってその協力を求めますと。なお、これは先ほどから申し上げているように、弁明についてはこれ権利ですので、その弁明の権利を行使していただき、もしその期日を経過してなお弁明書、あるいは弁明がなかった場合については、その権利を放棄したというふうに自動的に判断せざるを得ないという判断だと思っておりますので、思いますとか、やっってくださいではなくて、多分被請求議員もお困りになっちゃうと思っておりますので、その辺は明確に御指示というか、を告げていただいて差し支えないというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○委員長（若園ひでこ君） じゃ、次回の開催日について、私、委員長から皆さんにお諮りしたいと思います。

21日は、議会活性化などあり、皆さんがお集まりやすい状況になっております。なので、21日に次のこの委員会を開きたいと思っておりますが、これに対して……

〔「ちょっと、委員長、いいですか」と呼ぶ者あり〕

〔「御異議ございませんか」と呼ぶ者あり〕

○被請求議員（井俣憲治君） 被請求議員として、皆さんが集まりやすい日だからという御説明は削除していただきたいと思っております。

〔「21日に開催しますからという決めつけた会話にしとかなないと」と呼ぶ者あり〕

○委員長（若園ひでこ君） じゃ、その部分については削除をさせていただきます。

21日に開催いたします。それについて、御賛同の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員で、次のこの委員会の開催は21日とさせていただきます。

時間については、各委員会の終わり次第ということではか今は申し上げることができませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

〔「委員長、1点質問させていただいていいですか」と呼ぶ者あり〕

○被請求議員（井俣憲治君） 11条の2に、被請求議員は審査会において、口頭または文書により弁明することができる。要するに、審査会に私とその弁明書を持って来るという形をとらせていただければいいんですか。

〔「事務的な話は事務局と相談してください」と呼ぶ者あり〕

条例のとおりやればいいですか。

[発言する者あり]

今の水川委員の御発言もありますけれども、条例に書いてあるように粛々とやればいいのかということであると、前日でなく当日でよしということになりますけれども。

[発言する者あり]

○委員長（若園ひでこ君） 井俣議員にお答えします。

審査会宛てで、期限の日までに事務局に提出をお願いしたいと思います。

○被請求議員（井俣憲治君） という、条例の運用と若干違うわけですがけれども、これを、条例では11条第2項で、審査会において文書により弁明することができるかとありますけれども、事前に出すという形でもよろしいですか。

○委員長（若園ひでこ君） 事前に私たちも読まなきゃいけないという部分もありますので、今おっしゃられたとおりでお願いします。

○被請求議員（井俣憲治君） おっしゃられたとおりでお願いします。

○委員長（若園ひでこ君） だから、事前に事務局に出していただくということをお願いします。

○被請求議員（井俣憲治君） その旨、承りました。

[発言する者あり]

○委員長（若園ひでこ君） じゃ、井俣議員、退席をお願いしたいと思いますけれども。

[井俣憲治議員退場]

休憩をとりたいと思います。御異議のある方。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

再開は、短くていいですね、4時10分で再開します。

午後 4時05分休憩

---

午後 4時12分再開

○委員長（若園ひでこ君） それでは、再開いたします。

これで、東郷町施設サービス株式会社及び井俣憲治議員双方の調査を行いました。

これより、保留としておりました政治倫理審査基準等違反行為の存否についての審査に入りたいと思いますが、御異議はないでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと……。

[「すみません」と呼ぶ者あり]

新家光江委員。

○委員（新家光江君） 井俣さんのほうから今度出されると思う、何が出るかわかりませんが、その弁明書を見てからじゃないんですか。

○委員長（若園ひでこ君） それは、今からもう決めるのは、違反行為があったかないかということに対する採決なので。

[「違反行為」と呼ぶ者あり]

きょうのさきの事情聴取で。

加藤啓二委員。

○委員（加藤啓二君） じゃ、弁明書というのは何の役に立つんですか。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） ごめんなさい、自由討議じゃないわ。

いや、ごめんなさい、撤回。挙げてないです、ごめんなさい。

○委員長（若園ひでこ君） それは、審査会の結論というところでなくて。

○委員（加藤啓二君） いやいや、きょうの弁明書というのは21日に先にこれやって、弁明書が後から出てくる流れで、ちょっとそれ今、新家委員が言われたときも、弁明書というのは、それを読んでから今ここに入るべきなのか、弁明書というのは、何を求めてきょう井侯議員に2日ですすことを求めたわけですか、委員長。

○委員長（若園ひでこ君） きょうの私の……。

○委員（加藤啓二君） 弁明書を20日までに持ってきてくださいと言って、お願いした弁明書は、この次のここにかかわる弁明書として捉えるべきかも、これは後から出てきて、その弁明書を読まずに今からここへ入るということで、今、新家委員が言われたときに、その弁明書は、じゃ、20日に持ってくる弁明書というのは、このときにその弁明書を確認してどのように諮る進行をされるのか、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

今からここへ入って、弁明書も見ずにこの結論、結論ではないですけども、どうですかという意見を求められた。例えば、新家委員が、弁明書なしにこの結論に入ってもよろしいんですかというお尋ね、じゃ、きょうの弁明書というのは、20日までに求めた弁明書という何を諮るわけ。

○委員長（若園ひでこ君） 水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 私が理解している弁明書の考え方を少し吐露させていただきます。お示しをさせていただきたいと思います。

それは、どういうことかという、私は違和感がない一人なもんですから、ちょっとお話をさせていただきたいというか、お示しをさせていただきたいのは、基本的にこれは事実を踏まえて、要は事実関係ですね、文字どおり、それを踏まえて何も悪くなければ、彼自身というか、今回のこの倫理審査の請求内容に合致してなく、つまり存否について、否だったら弁明は要らないんです。だって、何にも弁明する内容ないですもん。

いいですか。何でそういう言い方をしているかという、少なくとも、少し私もこの政治倫理審査会ということにくみする中で、いわゆる各地の事例を少しひもといて、その中でいわゆる本人の弁明というものが随所に出てくるわけです。そういうのを見るにつけ、

この内容についてはあくまでも俗に言う弁明であって、そのこと自体がその問題の存否について影響を及ぼす性質のものではなく、あくまでもその弁明については、こういったことというのが多分二度と起こらないんあろう、あるいはこういったことというのは、こうこうこう原因から出てきたものだろうということで、最終的に我々はどう議長に報告をするかという内容に係るものであって、基本的には事実関係を踏まえて、我々はまずはその存否について判断をするというのが、所定の手順だというふうに思っております。だから、私は違和感がないということなんですけれども。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤啓二委員。

○委員（加藤啓二君） 私も政倫審へほかの議会やなんかほかのところいろんなで、政倫審の進め方としていろんなやり方があると、今、東郷町はこのようなやり方できているわけですが、今まで政倫審にかけられた、例えば社会的に違反行為をしたとか、その罰則とか、そういったもの議会としてどうだろうということなら、はっきりした世間でいう、ちょっとこれは議会で弁護の処理をしなきゃいけないだろうと明確な部分のことは諮る。

今回は、施設サービスが出された記事、いやいや、井俣議員が出されて記事と、それから施設サービスが出された記事、それでその部分に関して、このもちろん損害された方は、ここのピンはねしているんですを決めつけている、相手に対して、施設サービスに対して非常に名誉、信頼性を失うような発言をしていることが、これは議会議員としても、東郷町議会としてもこれは大変なことであろうということで、今。この間、施設サービスに、こういう部分でどういうことですかといたら、この書面を出したように、私どもは大変迷惑しておると、信頼性を失っていることがこの間呼びして、それも事実です。だから、資料も持ってみえた。

きょう、井俣議員において、この書面を出したけれども、一般質問からの経緯のこともあれだけれども、ここで今、井俣議員が言っているのは、その一般質問のどうのこうのから、この記事書いている。皆さんが今ここに来ているのは、ここの文言のピンはねしているのですという、この非常に決定打のことに関して信頼性を、会社に対しての信頼性、世間に対して、こういう問題は問題であろうということで、今、それこそ、今度の指名の入札に関して、会社の信頼性を失う、そういう発言に伴っているからということで、きょう聞いて説明を求めたら、ただ、ピンはねという認識が言葉としてはまずかったであろうけれども、ここに、それに弁明か言いわけかいろんな含めて、自分の一論を言われてきたんだけれども、じゃ、それはそれとして、それで今、そうすると、私も今、確認とりたいというのは、今、新家委員言われたときに、じゃ、きょう2日間の弁明書を求めたときの弁明書はどのように、次につなげたところで次のここへ諮る資料としてか、今、水川委員の言われたそれはそれ。弁明書は後から来たって、もうこんなもん勝手言いわけしとる分だけ、そんなん参考にしないよというのか、そんなような流れ……

[「いやいやいや、違う違う」と呼ぶ者あり]

いや、だから、聞こえてしまうんじゃないかというふうな話……。

[「聞こえてしまうんじゃないかと」と呼ぶ者あり]

そうそう、だったらその……。

[「違うってことは伝わっていますよね」と呼ぶ者あり]

だから、弁明書は弁明書でもらうけれども、結論は、この今、両聴取を受けたところの、この井俣議員に対するものは、ちょっとこれはもう同委員会としては、これはやはりちょっと問題ありじゃないのかとか、これはもう全然委員会が取り計るべき内容になってないかということをもっと進めたいと、今、水川委員言われたと思うんだけど。

だから、弁明書、いやいや、そういわれて。

[「存否の確認をまずしないと」と呼ぶ者あり]

だから、弁明書がどのように使われるかと、今、委員長にお尋ねします。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤宏明委員。

○委員（加藤宏明君） 若干の間、自由討議に、その件についてやってお願いしたいんですが。

[「いいです、もう」と呼ぶ者あり]

○委員（加藤啓二君） 弁明書の取り扱いに関して、ちょっとお尋ねしたい。

○委員長（若園ひでこ君） じゃ、弁明書の取り扱いについて、自由討議を行いたいと思えますが……。

○委員（加藤啓二君） いやいや、それは委員長のことを言っとるんで。

○委員長（若園ひでこ君） 委員長の。

○委員（加藤啓二君） 委員長、2日間で持ってこいと言ったんだから、その弁明書をどうやって、進行に対して弁明書をどのように使われて、我々委員にどのような弁明書が出ましたということで、この進行に求めたかをちょっとお聞きしたい。

○委員長（若園ひでこ君） 私、ちょっと待って。

どのように使われるかということよね。2日……。

○委員（加藤啓二君） いやいや、弁明書を。

○委員長（若園ひでこ君） 弁明書を2日間期限を切って、それより先にこれを決めちゃうということに対して。

○委員（加藤啓二君） 今言ったように、今はそれでいいんじゃないかということです。

[「先にと表現をするからね、全然違和感ないんです、だから、手順からいってそれのとおりでしょうと話で」と呼ぶ者あり]

○委員長（若園ひでこ君） あと、審査会の結論を出すに当たって、私たちはこういうふうに存否は認めたんだけど、やりとりの中で、認めた認めないがあるんだけど、その後に、審査結果を出すに当たり、もう一度、井俣議員のその弁明を私たちは聞くべきではないのかなと思っています。

○委員（加藤啓二君）　そういう流れで弁明を。

○委員長（若園ひでこ君）　そうです。なので、無駄にする気持ちは毛頭……。

○委員（加藤啓二君）　そういう説明がなしに……。

〔「だから自由討議なんですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（若園ひでこ君）　いえ、違う。

ですけれども、そういうあれで2日間ということ、2日間の部分は……。

○委員（加藤啓二君）　2日間という言葉が先に出てはいかんで、次の次回の委員会までにとということね。そこで、弁明書を総務委員会の中で、きょう今から個別に行為があるかどうかの検討をした中で、弁明書をまた読んで、これはどういう結論を出すんかというところにつなげていくために弁明書を求めたということ、そういう説明をしていただかないと、今……。

〔「だから、進行の確認をさせていただいてよろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（若園ひでこ君）　水川　淳委員。

○委員（水川　淳君）　つまり、きょう会議次第が配付されていますけれども、この中の（2）に今から入るわけです。ただ、（3）については、今のお話を鑑みると、弁明いただいてないんで、きょうは結論出せないはずなんです。当たり前の話だけれども、要するに、審査会としてね。そういうようなことでよろしかったですよねという確認だけした上で、改めて提案として、よろしいですかね。

この（2）政治倫理基準等違反等行為等の存否については、できれば自由討議の中でいろいろ皆さんの意見を伺いながら判断をしていくべきかなと思いますので、提案させていただきます。2点です、だから。

○委員長（若園ひでこ君）　今、水川　淳委員から2点の確認ですね。

○委員（水川　淳君）　確認の提案です。

○委員長（若園ひでこ君）　政治倫理、今、議題でいうと、2のところなんですけれども、この存否をとりたいと思いますが、その前に自由討議をしていきたいと思います。

〔「この2番に対する自由討議ね」と呼ぶ者あり〕

そうです。

〔「3には入らないですよね」と呼ぶ者あり〕

きょうは3には入りません。それは、最初からそのつもりでおります、私は。

では、今から自由討議を宣言いたします。

加藤宏明委員。

○委員（加藤宏明君）　御苦労さんです。

13日ときょう、対象となる施設サービスと井俣議員から御意見を聞きまして、東郷町議会の政治倫理の一員として、やはりある程度の、幾ら先ほども質問しましたけれども、東郷町の議会議員として政策とか、思いとかは自由に書いてもいいと思うんですけれども、

やはり一個人とか一企業に対する文書等は、ある程度の認識がないと、東郷町議会として本当に勝手気ままになっちゃうのは、私は大変いかなものかと思っておりますので、今回については、この文書の中でいろんなことを書かないかんことは重々わかっておりますけれども、一議員としてある程度勝手な文章だと私は思っておりますので、存否をとっていただいて、その後に進んでいただくように、私は思っております。私は、セーフじゃなくて、アウトの部分だと思っております。

以上です。

○委員長（若園ひでこ君） ほかに。

石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） 13日に開催したときにも議論になったかと思うんですけども、13日に関係者への調査ということで、施設サービス株式会社さんに来ていただいて、伺った内容と合わないなと思う部分は特になくて、実際にその聞き取りに施設サービスさんに行っていないとか、そういったことは確認もできましたし、また、ピンはねという言葉、現時点でも美しい言葉ではない、言葉は不適切であったと発言されていて、それも何かを発信すればプラスとマイナスが発生するというようなお話もされていましたが、やはり私はそのマイナス、言葉、それを、言葉が不適切であったという認識があるのであれば、そのプラスマイナスというマイナス部分にもしかるべき配慮が必要だったんじゃないかなと思うので、13日に申し上げたとおり、第3条、政治倫理条例の第3条第1項第1号、これはもう不正の疑い持たれたということは事実だったかなと、第3条の第1項第3号のほうの妨害に関しても、今お話しした言葉は不適切だったという認識に基づいて、違反の疑いはあるんじゃないかなと思っております。

○委員長（若園ひでこ君） ほかにございませんか。

[「自由討議だよな」と呼ぶ者あり]

[「まだ閉じないでください」と呼ぶ者あり]

箕浦克巳委員。

○委員（箕浦克巳君） 13日ときょう、二度、両関係者にお話を聞きました。やはり、かなり両者には食い違いが私には感じました。片やは、東郷町のためになるように議会報をつくったという見解であります。片や、施設サービスの会社は、大変な迷惑というんでしょうか、従業員の動揺も見られると、こういうお話はありました。この両方を見たときに、いじめの話に共通するかなと思います。いじめの場合、よく言われることなんです。いじめたほうにこのような事実はないですかということ、いじめたほうはそんなことしておりませんと言う。片や、いじめられたという人は、いやいやそんなことない、もう本当にもう死にたいぐらいのという話がよくあります。それに、例えが適切じゃないかなとは思いますが、似たものがあるかなと思います。

井俣議員のほうにおいて、私は町の発展のためにこうしてやっているんだとおっしゃ



られても、やはり会社側がこのようなことを、13日に述べられたことを受けると、私はこれは政治倫理条項の3条のもう1にも3にも抵触するという疑いを持ちました。疑いでないな、もう抵触するものと確信しました。

以上です。

○委員長（若園ひでこ君） ほかに。

石橋直季委員。

○委員（石橋直季君） 私、先ほど、最後に疑いがあるというふうな文言をつけたと思うんですけども、私はもう違反していると思います。に訂正させていただきます。

○委員長（若園ひでこ君） 違反していると。

○委員（石橋直季君） 思います。と考えております。

○委員長（若園ひでこ君） ほかに。

加藤達雄委員。

○委員（加藤達雄君） 13日は施設サービスの社長がこういうような迷惑、従業員にも会社に対しても迷惑をこうむっておると、私はこれは本当の本心だと、私はそういうふうにお伺いしました。

それに対して、きょう、同じようなことについて、発した側の井俣議員は、見解の相違というおっしゃり方で、明確には、いやこれは謝罪する必要はないというような、私はニュアンスを受けたわけです。いや、これはこの判断、それで異議はあるんですけども、私これはやっぱりこのこと、議員としてやっぱり正しい、それからしっかり事実確認をしたことを議員は町民に伝えるということ、これは私、絶対守らなあかん最低の義務だと思うんです。そういうことを思うと、私は1条、それから2条、それから3条、それぞれ私はちょっと抵触しておる、ちょっとじゃなくて抵触しておる部分があるということで、私は今回の政倫審にかけの存、存否の存ですね、あるというふうに、私、判断しました。

○委員長（若園ひでこ君） ほかに。

新家光江委員、ありませんか。

○委員（新家光江君） うまく言葉が言えないんですけども、確かに、きょう、被請求者は、本当に心の底から私はピンはねなんて言葉を使うんじゃないか、そういうふうなお言葉はなかったような、そのように受け取れますけれども、それぞれの説明をする中に、この新聞の記事をこういう思いで書いた、こういう思いで書いたといろいろ言われていた。それは、議員さんの思いを言っているのも、もしですけども、本当に、私、施設サービスさんのことも思う気持ちはあるので、この8人の方が本当に熱い、熱いというか、出さなきゃねという思いで出されたことも自分なりには理解しているつもりですけども、でも、そこの中で、じゃ、施設サービスの方が、収支決算というか、井俣議員がこのように書かれたことで、収支決算というのとちょっと違うのか、私きのうも自分で過去の

収支決算もちょっと見てみましたが、ちょっとよくわからないところがありまして、だから、そういうところで本当に目に見えた被害というか、多分あるんだと思っただけの発言ですけれども、そういう数字とかを見てみたいと、ちょっとおかしいですか。

施設サービスさんの言われていることはよく理解しています。きっとあの言葉で就職される人とかも少なくなったのかも、これから就職してくれる人が少ないのかもしれないし、この間、社長さんは翌日には来場者の人が少なくなったということもありましたということもおっしゃっていました。だから、そういう影響はあったということは認識していますけれども、でも、このことでどれだけのこと、何か言葉だけじゃなくて、何か明確な被害、ちょっとおかしいかな、言葉がちょっと今、見つからなくてまとめている段階なんですけれども、そういうものがあるべきじゃないかと思うんですけれども。

だから、井俣さんが言われたことが100、ゼロで、否じゃない……。

[「少しでもそういうことがあるかなきを聞いているの」と呼ぶ者あり]

でも、あるなしで言えないところがあると、100%……。

[「100%と聞いてないけれども」と呼ぶ者あり]

申しわけないですけれども。

○委員長（若園ひでこ君）　なので、どっちとも言えないということですか。

○委員（新家光江君）　だから、皆さんみたいに完全に断定をするところまでは。

○委員長（若園ひでこ君）　だから、どっちとも言えないということですよ、それによるしいですか。

加藤啓二委員。

○委員（加藤啓二君）　私は、きょう井俣議員、この間、施設サービスの社長等来ていただいた内容、それから井俣議員からきょういろいろお聞きした内容で、もう今、施設サービスの会社云々ではなく、東郷町民の思い、はっきり言ってこの私もいろんなことで入札に関する井俣君のきょう、弁明というか、幅広い説明の中で、この根底にあること、これも事実です。

だけれども、結論からだけで言いますと、ここの文章をどのような思いがあろうが、ここで書面に関してピンはねという言葉が適正でという自分は言葉としては不適正と言われたけれども、ここに書いて、一般質問の中でもやったからその断定で書いたけれども、ここで書いたことによって大きな影響力、会社から迷惑こうむった、信頼性を失ったという、これは事実として今出されているのもこれも事実ですので、ですから、これで私はそれで謝るのか、謝罪するのか、今後どうされるのかわからんですけれども、ただ、今のこれはセーフということにはいかない。何でかといったら、これがもしこの間みたいに私どもの会社に、自分のところに、うちの会社がピンはねされるという物すごいはっきり言って、要するに自分の身に降りかかればです。それと同じようなことを彼は無意識のうちに出されたんで、きょうだと意図的な部分もある程度承知しています。

ただ、中身の従業員も知っているけれども、全部いいとは言わんけれども、それも承知しています。ということは、ある意味、反響を呼ぶという意図的な部分もあるけれども、言葉として悪いと言っているだけであって、いや、書いた文章の中身に関して、広まったことに関しては、結局何もきょうも説明は言われたけれども、この反響がここまでとは思っていないけれども、反響はもっと広がっているかもわからんですけれども、ただ、私は結論出していくと、この文章に対して、こういう始まって、それでセーフというわけにはちょっといかない。何でかといったら、その責任を負って出した記事に関して問題だったら対処するべきではないかなというふうに。

○委員長（若園ひでこ君） 意見も……。

水川 淳委員。

○委員（水川 淳君） 私、実はまだ意見言ってない。

大変、すみません。何となく皆さんの御意見が出そろったところで、最後の意見を挙手をさせていただき大変恐縮です。

よくしゃべる私が後ろにしたかという、ちょっとそういう意味では皆さんの御意見を客観的に伺いたいという思いがあって、自由討議の中で少し挙手を控えておりました。

今回、私自身が意識をしてというか、もうここに尽きると思ってずっと見ていたものは、施設サービス株式会社自体には、草刈り植栽の専門部門はなく、落札した案件はシルバー人材センターに仕事を発注し、いわばピンはねしているのです、この一文に尽きるんです。

私の中では、議員というのは、批判はすべきだと思っています。すべきというか、批判はすることについては当然その仕事上やらなければいけない場面もあると思います。現に私もこの施設サービスに関しては、かつて一般質問をさせていただきましたし、批判的な意味を込めていろいろな質問を投げかけさせていただいたこともありますし、提言もしたこともありますし、そのことを踏まえて当時の社長とも面会をしたこともあります。

その中で、いろいろ改善されているところもあるし、まだ課題が残されているところもあります。これはあくまでも批判の領域だと思います。今回は、この言葉が批判の領域なのか、それとも誹謗に達しているのかというところを私は意識をして、今回、いわゆる当該関係者、並びに被請求議員と向き合って、今回、事実確認をさせていただきました。

結論から申し上げます、やはりこれは誹謗であるというような結論に至っております。理由としては、彼自身も子どもたちに伝えられるものではないと反省しているという言葉、つまりピンはねという言葉です。じゃ、なかったことにできるかといったら、覆水盆に返らずという言葉のとおり、一旦吐いてしまった言葉というのは、もとへ戻らないんです。だからこそ、我々議員というのは、常に襟を正し、この政治倫理条例の2条、1条、むしろ3条が基準になっています。それを具体化したものです。この1条、2条に立ち返り我々は議員活動を行ってしているものだというふうに心得ております、私自身少なくとも。

そういう観点から、当然これは倫理条例というのが制定されていて、そしてその基準に照らして判断をしなければいけないので、先ほど申し上げたように、これは批判であるのか、つまり、議員活動として許される領域なのか、それとも、それを逸脱しているのかという1点で今回審査をしてみました。

その中で、このピンはねという言葉というのは、絶対に議員としては批判の中で使うべき性質の言葉ではないと思いますし、それを今回のように、確信的に発言をしているという節もありますので、そういったところはやはり同じ議員として看過すべき内容のものではないというふうに思っております。

したがって、私は3条の1項1号にこれは抵触をする、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれがない行為をしないこと、これに抵触するというふうに判断をしております。

これは、発言の自由、表現の自由、大いに補償されなければいけない我々の仕事を制約する性質のものではないと思っています。むしろ、そういった我々の活動をもっともっとしっかりと担保されるために我々がなすべきことは、議員が発信するこういった内容については、やはり一定の判断基準があり、そして、その判断基準に足り得る性質のものでなければいけなく、前後、事前も事後も確認をされなかった。そして、そのことについての確認を特に、施設サービスについての見解説明等も今現在もまだなされていないということと鑑みると、そこの部分についても誠実性が問われる部分じゃないかなというふうに思っております。

3条の1項3号に関していえば、これは非常に難しいですが、私は自動的に抵触をしてしまうんだと思っています。それは何かというと、先ほど石橋委員だったか、どなたかがお話しされましたけれども、基本的には指定管理、現在、指定管理者であるということは、恐らく今後も指定管理契約について名乗りを上げられるだろうというふうに想定をしております。これはよりよい理想的に、本町にふさわしい指定管理が選ばれるということが前提ですので、少なくとも施設サービスでない新たな管理者が名乗りを上げ、その企業、あるいは団体、組織が適切であれば、それが選ばれることについては何ら異論があるものではありません。

しかし、少なくとも公平にエントリーをするという観点からすると、たまたま今指定管理者として委託契約を受けているその会社をして、その会社を批判する。しかも、この文面の中には、現在、町民会館やいこまい館等の指定管理者として施設サービス株式会社には年間2億円が支払われていますという文章があります。

実は、彼はお話の中で、草刈り植栽事業に関しての一般質問をしたんだというような表現をされていますけれども、文章上鑑みればこれは指定管理契約があつていること、あることを前提として今回、一般質問をして、そして、この内容に記載されているとおり、意識をして記載されているということと断じざるを得ない。

つまり、3条1項3号にも、これはある意味自動的に、時期を鑑みれば自動的に抵触をすると判断せざるを得ないだろうというふうに考えております。

大変、いわゆる断ずるのは難しい性質のものだと思いますけれども、これもちらっとさっき言いましたけれども、我々東郷町議会が発信する文書であり、東郷町議会議員が発信する文書であります。信頼感を持って、多くの方々に目に触れていただける、そういうことを考えるならば、やっぱりより精度の高い、そして、批判については勇気を持って批判するべきだと思いますけれども、その批判についても十分後ろ指を指されることがない、こういう指定管理、今回、施設サービスさんが出されたようなこういう文書が発信されることのないような発信の仕方を常に意識をして行うべきかなという意味で、3条の3号についても抵触をするというふうに判断をしております。

以上です。

○委員長（若園ひでこ君） 加藤啓二委員。

○委員（加藤啓二君） 一応、結論ありきで最初に申したわけですが、それは、きょう井俣議員が言っていて、これは私は今、この書面に対しての発言をします。ここに、言っていた中に、施設サービスの、本人どのような認識できよう言われたか、発言されたかちょっと複雑が、彼がこの文書の草刈り業務を出したときの前提の根深いものがあると思う。施設サービスがという、その本来自主管理で、その部分を強調したいからこのような言葉と限定的にと、ちょっとこれははっきり言って間違っている表現であってよくないと思うんですが、ただ、やはりそういう部分でいうと、彼はどういう、中身に関して施設サービスもちょっとグレーというか、そういうことはいかんのよと、忠告的に出されたつもりか、注意で出されたかわからんけれども、表現として適切じゃないし誤解を招くことは、何遍でも言うように。

それから、これも反面、批判する人もおれば、すごく評価をした住民もおるといふ、この難しさがあるんです。要するに、おもしろおかしくきついことを言ったなという、そういう事実がわからないから。ですから、いやいや、それはどなたの耳に入るかわからんですけれども。ただ、批判的な言葉はあるし、だけれど井俣議員のところには、おまえようこんなことをやったなといって、だから、彼はうぬぼれとっちゃいかん。うぬぼれと違うかな、うぬぼれという言葉適切じゃない。

いや、ですから、こういういかんもんはいかんという、聞きながら反省をするべきかどうかという、全部申し上げないということは、自分は自分は言われたけれども、ちょっとその奥に深い部分も、きょうちらっと言われたけれども、それはそれとしてこういう表現ではない捉え方をした書面の出し方を心がけていただかないと、はっきり言って政倫審なんて誰もやりたくないけれども、表現、文書の自由、だけれども、この問題提起をするのは書いた者の責任というけれども、これだけのものになってくるということは政倫審を開かなきゃいけない、内容はもうちょっとこれからも、彼も表現の仕方、出し方、

紙面に出すときにやっぱり問われますので、そこだけをもう本当に重々自覚、きょう全面的にそういうことがもっと大きなものを捉えたのに、文章は短いから捉えて読めなかったという説明あったけれども、それは読めん、それだけの話ではね。

だから、やはりそこに説明、文章の中では説明が足りない部分がこういう問題を起こしているということを認識すべきではないかと思います。フォローするつもりもないし、施設サービスがそう捉えられてもしようがない部分も正直言ってありますから、現状に。その捉え方がちょっと問題かなと。

○委員長（若園ひでこ君） ほかにございますか、大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

じゃ、意見は出尽くしたということで、存否について採決したいと思います。  
審査請求書は、条例の政治倫理基準第3条第1項の第1号と第3号の……。

〔「全部まとめて」と呼ぶ者あり〕

一挙に、一つずつやりますか。

〔「条例の何項と一個ずつやるわけ」と呼ぶ者あり〕

はい、そうです。

第3号の規定を違反している疑いとしておりますので、1号と3号、それぞれで採決いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、会議時間を経過するおそれがありますので、時間を延長することと決して御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、よって、会議時間を延長することに決しました。

それでは、お諮りいたします。

平成29年4月10日付審査請求書のとおり、東郷町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号に規定する政治倫理基準に違反する行為があったと認める方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、東郷町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号に規定する政治倫理基準に違反する行為があったと認めることに決しました。

次に、平成29年4月10日付審査請求書のとおり、東郷町議会議員政治倫理条例第3条第1項第3号に規定する政治倫理基準に違反する行為があったと認める方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、東郷町議会議員政治倫理条例第3条第1項第3号に規定する政治倫理基準に違反する行為があったと認めることに決しました。

それでは、以上で、まず、きょうの議事進行の部分は終わりたいと思います。

次回は、4月21日金曜日の議運、全体会議、広報広聴委員会及び活性化A小委員会の

終了後に開催いたします。

以上で、本日の審査会を閉会いたします。

[「ちょっと次回の進行についてお尋ねいたします」と呼ぶ者あり]

箕浦克巳委員。

○委員（箕浦克巳君） 先ほど来出てまいす井侯議員の弁明書が20日までに出来ます。それを次回のときに、それはどういう扱いかといいますと、次の、結論を出すために使われるというふうに確認されたんですけども、それはその場で皆さん精読して臨むと、御本人は見えないということですのでよろしいですね。

[「20日までということは事前には我々の目に、手に入るということですよ」と呼ぶ者あり]

○委員長（若園ひでこ君） それは時間的にどうかと思うんですけども、井侯議員が出す時間によって、それが左右してくると思います。

箕浦克巳委員。

○委員（箕浦克巳君） 先ほどのお話からすると、弁護士さんに相談されてというから、かなり膨大な量が出てくるとなると、簡単にそこで読むわけにはちょっといかないんで、もし20日に出されたら早目に私たちのほうに目に触れるとよろしいかなと思って質問しました。

○委員長（若園ひでこ君） なので、早く……。

[「到着次第やね」と呼ぶ者あり]

そうですね、到着次第です。

[発言する者あり]

じゃ、よろしいですか、あと。

以上で、本日の審査会は閉会いたします。

本日は長時間お疲れさまでした。

午後 4時51分閉会